

* 郡名等―志波・子波・斯波・志和、延暦年間の志波ノ城（比爪館と同一説）
* 前九年合戦関連―宮手村陣力岡（源義家）

* 奥州合戦―関連比爪ノ里・比爪・樋爪・肥爪・日詰・郡山、宮手村陣力岡峰神社（源頼朝）、二日町村走湯権現・諏訪神社（源頼朝）、大道祖神（藤原秀衡）、高水寺村高水寺（源頼朝）、日詰村五郎沼（比爪五郎季衡）

③ 卷三 稗貫郡

* 郡名等―稗縫・稗拔・部貫

* 前九年合戦関連―花巻村鳥谷崎ノ城（安倍頼時の祖）

* 奥州合戦関連―幸田村三郎堤（泉三郎忠衡）、花巻村鳥谷崎ノ城・同十八ヶ城（旧館）

④ 卷四 和賀郡

* 郡名等―和我・和賀、和我君計安墨・和我叡登普神社、駒形岳・駒形ノ神社

* 前九年合戦関連―十二ヶ村鑄八幡ノ神社（源義家）、黒澤尻村染国寺境内観音堂（源頼義）、湯田村景政窟（鎌倉権五郎）、黒澤尻村黒澤尻ノ城（安倍五郎正任）

* 奥州合戦関連―沢内村大荒澤山（金山、藤原秀衡）、二子村二子ノ城（源頼朝の子）

⑤ 卷五 閉伊郡

* 郡名等―閉伊・幣伊

* 前九年合戦関連―平田村尾崎神社（源為朝三男為頼）・花巖院（同前）、小国村貞任窟（安倍貞任）、門村見違ノ窟（源義家）

* 奥州合戦関連―横田村横田ノ城（藤原秀郷の末裔阿曾沼広綱）

⑥ 卷六 九戸郡

* 郡名等―元は糠部郡、のちに九戸・三戸・鹿角・津軽・北の五郡が分立、浄法寺村の天臺寺

* 奥州征伐関連―藤原泰衡の逃亡先

⑦ 卷七 二戸郡

* 郡名・歌枕等―元の糠部郡より分立、一戸村末の松山

* 前九年合戦関連―一戸村小枝八幡神社（源義家）、福岡村宮野城（貞任親族の高任）

* 奥州合戦関連―金田市村一戸牧（権太栗毛、一のへい愚、一戸村実相寺、浄法寺村浄法寺ノ城（畠山重忠の一族）、福岡村宮野城（南部光行）

⑧ 卷八 三戸郡

* 郡名等―旧糠部郡より分立

* 奥州合戦関連―名馬生暖・磨墨・若白毛は三戸立・住谷牧、櫛引村八幡神社（南部光行）・同神明神社（同前）、小向村本八幡神社（同前）、相内村熊野神社（同前）、同観音堂（同前）・同聖壽寺（同前）・一夜堀ノ城（花見館）（同前）、沖田面村諏訪神社（南部光行）・同比良ヶ崎城（同前）、三戸ノ城（同前）、田子村牛尾ノ城（南部信直）、八戸村根城ノ城（八戸彦次郎）

⑨ 卷九 鹿角郡

* 郡名・歌枕等―糠部五郡の一、古川村狭布ノ里・同錦木塚、小豆澤村大日堂（継体天皇）・同五宮嶽神社（同前）、毛馬内村胎藏界大日堂（同前）、米白川

⑩ 卷十 北郡

* 郡名・歌枕等―糠部五郡の一、十和田沼・南宗坊・八郎太郎、坪村坪の石碑（坂上田村麻呂）、尾駮村尾駮牧（駿馬の産地）、田名部村宇曾利山・宇曾利神社、目名村熊野神社、野辺地村千曳神社

* 前九年合戦関連―田名部村宇曾利（安倍富忠）、鉋屋・仁土呂志（同前、八戸付近）

* 奥州合戦関連―奥瀬村新羅神社（甲斐国より勧請）、尾駮村尾駮牧（源平盛衰記の七戸立の駿馬の産地）、大間村大間牧（駿馬の産地）

つけたれば、石文といふといへり。信家侍従の申しは、石面なかき四五丈許なるに、文フミゑりつかけたり、其ところをは、つほといふ、(中略) それをともとはいふ也。

私云、みちのくは、東のはてと思へと、えその島おほくて、千島ともいへは、陸奥をいはんに、日本の中央にても、待るにこそ云々と見ゆ。今土人の云傳も、此説に違はされは、取出ては標さす。

扱坪村を、古は都母村といへり、都煩と都母とは、ことに近く通音にて、日本後紀、弘仁二年(811)七月辛酉の條に、(上略)今伊加古等、練兵整衆、居都母村 誘幣伊村夷 将伐己等云々 とあるは則坪村なり。扱その坪村にある石碑なれば、世に壺の碑とは、いへりしもの也。

はその名の、世間に聞えたる碑にて、古歌にも多く見えたり。夫木抄卷三十二、文部に、寂蓮法師、みちのおく壺の碑ありときくいつれか戀のさかひなるらん、同卷に、清輔朝臣、碑やつかの遠にありときくえそ世の中を思ひはなれぬ、山家集雜に、西行、みちのくの奥ゆかしくそおもほゆる壺の碑そとの濱風、新古今集雜下に、前僧正慈圓、ふみにては思ほどのことも申盡しかたきよし申遣しける返事に、右大将頼朝、みちのくのいはてしのふはえそしらぬかき盡してよ壺の碑、拾玉集卷五に、慈圓、おもふこといな陸奥のえそしらぬ壺のいしふみ書つくさねは、此餘、家集・歌合等に見えたれと、悉くは載さす。

さていつの頃にか有けん、村人此邊を田畑にせんとて、其石碑を引退んとするに、多人して引たりけれと、え動くへくもあらざりけるを、坪村なる壺子といへる女出て、只一人して引たりしかは、いとこゝろよく、思ふまゝに引かれたりとなん。

如此奇靈事のありしによりて、その引捨たりし野邊地村の土中に埋めて、其上に宮を建立て、則千引く神と稱奉れりとなん。野邊地村なる千引神社は是なり。既かの御舎の下に、底つ岩根と深く埋れりしに、今此處に

はその石碑はなし。土人傳云、近世に、或人その石碑を見んとて、御舎の下、少しはかりほらせけるに、忽疫病はやりて、村人多く亡ナクなりたれば、此神のたゝりなめりて、其こと止トれりとなむ。其後は、いよゝますます恐み尊み、崇奉れる神社とはなれるものなり、云々。

○十和田沼―奥瀬沼に屬たる十和田山の奥にある。孝靈天皇の御世、四十二年壬子六月、始て湧出たりとなん云傳ふ。周幾千か測しられず、いと大沼にて、其狀海の如し。古老傳云、大同年中(806-810)、南宗といふ僧あり。元來、永福寺てふ寺の塔頭にて、佛道に深く心をよせ、死てふ事を遁むとて、熊野山に行て、三千度詣といへるをなんしたりけるに、一夜の夢のつけに依て、陸奥國に下り、此沼邊の、岩上に坐マて、一向に佛經を誦つゝ、終に念負せて、己蛇躰オビと變て、其死てふことを遁れたりとなん。扱既、八郎太郎てふ蛇の、此沼の主としたるを、出羽國の男鹿の池に、追やりて、己が住所と定めて、夫より此沼主となりたりとなん。今も十和田沼の主、南宗坊の祭とて、彼永福寺にて物せるは、此由縁によりてなり。又什物に、南宗の自ら畫し、不動尊の像、今も彼寺にあり、云々。

▽若千のまとめ

①卷一 岩手郡

*郡名・歌枕等―岩手ノ郡・岩手ノ里・岩手ノ関(三割)・岩手の杜・岩手山等

*前九年合戦関連―土淵村鹿嶋神社(源頼義)、下太田村林崎八幡神社(源義家)、下栗谷川村栗谷川八幡神社、平館村八幡神社、御堂村觀音堂(北上川水源)、下栗谷川村厨川ノ城(安倍古館、貞任)・同姫屋敷姫カ戸柵(安倍頼時)、下太田村方八丁(源義家)

*奥州合戦関連―下厨川村稻荷ノ神社(工藤祐光)

②卷二 志波郡

一人して引たりしかは、いと心よく、思ふまゝにひかれたりとなん。如此奇靈事のありしによりて、その石碑を土中に埋めて、其上に宮を建立て、則ち引神と稱奉りつとなん。世に壺の碑とて、歌にもよみ、古書にも見えたるは則是なり。當昔坪村にありし石碑なれば、世俗、壺の碑とはいへりしものなり。猶下に委しく見ゆ。

扱引引といへるは、凡て大なる石を、古へは然いへることにて、古事記に、最後、其妹伊邪那美命、身自追來焉、爾千引石、引塞其黃泉比良坂ニ云々、万葉集卷四に、吾戀者千引乃石乎七許頸二將繁母神之諸伏など見えたる、みな大なる石の事をいへる古言なり。千人して引へきほどの石と云義にて、日本書紀神代卷に、千人引磐石と書れたるも、知毘伎伊波と訓て、則稱の意を顯せる書さまなり。

○宇曾利山―田名部里の正西にあり。陸奥話記に、天喜五年(1057)九月の條に、進國解ヲ言上スル誅伐センコトヲ頼時ヲ之狀ニ 備臣使金ノ為時下毛野ノ興重等甘說奥地ノ俘囚ニ令興官軍ヲ 於是鉞屋・仁土呂志・宇曾利、合三郡ノ夷人云々 など見えたる鉞屋・仁土呂志・宇曾利みな今は地名に残れり。鹿角郡の下に見えたる狹布郡の如くにて、古へは、是も猶郡といへりしなるへし。

扱宇曾利と云邊にある山なれば、即宇曾利山とは云なり。いま俗人、訛りて于曾禮山といへり。いと靈山にて、嶺上に種々の奇事あり。慈覺大師か作れる千體の石地藏佛有り。和漢三才圖會に、陸奥國の卷に、開基、慈覺大師、作千體ノ石地藏、中尊ノ長ケ五尺許、其他ハ小佛ニテ、而人取去テ今僅ニ存ス、近頃有テ僧圓空者、修補千體ノ像ヲ、また商賈、有り竹内與兵衛者、用唐銅、作彌陀・大日・藥師ノ三像ヲ安之ヲ、云々

また慈覺護摩執行ノ時、無筵席、取櫛葉ヲ敷石上 于今其石方二丈許薄耕而、幅一寸、長二寸半許、形如ニ櫛葉有文理、又當山ニ有異鳥、鳴聲如シ言佛法僧、日光及高野ニモ亦有此鳥 など見えたるは、此宇曾利山の

ことにて、今土人の云傳も然り。又同書には、此山の名を燒山として其よし標たるは非なり。古も今もその名の聞えぬを、燒山在南部領ニ、自大畑登三里半許。此山不時ニ有燒故名之 と載たるは、決て寺島良安が妄説なるへし。

○尾駮牧―尾駮村にあり。東海に接たるいと廣野なり。昔は良馬數多出て、朝廷にも奉り、世に聞えたる名馬の出つる牧なれば、稱の古歌にも見えたるは、則ち此處なり。後撰集雜四に、よみ人しらす、陸奥のをふちの駒も野かふにはあれこそまされなつくものかは、後拾遺集雜二に、相模、綱たえて離れ果にし陸奥の尾駮の駒をきのふ見しかな、又同卷秋上に、良暹法師、あふさかの關の杉むらひく時はをふちに見ゆる望月のこま、など見えたり。

又源平盛衰記、卷三十四に、生喙トハ、黒栗毛ノ馬、高サ八寸、太ク逞ガ、尾ノ前チト白カリケリ、當時五歳、猶出クヘキ馬也、是モ陸奥國七戸立ノ馬、鹿笛ヲ金燒ニテアテタレハ、少モ紛ヘクモナシ、馬ヲモ人ヲモ食ケレハ、生喙ト名付タリ、云々 とも見えたる七戸立の馬は、此尾駮の牧より出つる馬なり。今も此邊を七戸といへり。扱後世、此尾駮牧をは止めて、今は有戸野といふ處に、牧を移せしなり。

○有戸牧―尾駮村につきたる山中にあり。豎一里半横二十五丁あり、馬立いとよし。

○奥戸牧―奥戸村にあり。北海に接やる處にて、豎二十五丁横一里許あり。

○大間牧―大間村にあり。是も北海に接たる處にて豎一里許横二里あり。○坪の石碑―坪村にありしを、今はその碑なし。袖中抄卷十九に、石ふみやけふのせはぬのはつはつにあひ見ても猶あかぬけさ哉、顯昭云、いしふみとは、みちのくのおくに、つもの石ふみあり、日本のはてといへり。但田村將軍征夷の時、弓のはつにて、石の面に、日本の中央のよしをかき

より世に聞えたることなり。

扱昔思かはせる男女ありて、女の門に、錦木を數多立つれと逢かたきよしありて、終にむなしくて、二人ともに身まかりし故に、そを一つに葬りて、しるしの塚をなん立たりける。則錦木塚是なり。扱錦木といへる物は、古へいまた文字などしらすりし時、艶書のかほりに、用ひたるものにて、袖中抄にいへる如く、木をめつらしく色とりたるものなり。にしこぎ、にしこりきなど云へる説はみな非なり。

○米白川―水源は、東西南の川々にて、則鹿角川・田山川・折壁川・花輪川・毛馬内川・大湯川なり。松山村に至て、皆一つに合、大川となりて、西に流るゝまゝに。出羽國秋田・山本の二郡を経て野代ノ湊に至、西の大海に入る也。

扱米白川と云る所以は、往昔、米白川の川上山山村なる平間田と云處に、今三戸郡の中也。だんびる長者と云人在けり。元來、氏ある人なれと、夫婦共に、田畑を造りて、常の業とせり。一日田邊に暫時晝寝したりしに、蜻蛉飛來て面につき、向ひの岩根の飛去りては、又歸來て面に止る事數度なるを、側なる妻の甚怪しと思ひて、只詠めに詠めてなん居たりける。や、有て、男目覺て云らく、今我怪き夢見たり、所謂、養老の酒とも云つへく、世になき美酒を飲つと思へる心地せりといへれば、然ればにやと、彼蜻蛉の、怪き為業の有つる由を、委に相語りき。かくてその岩根を見つれば、夢の教の如く、美酒の湧出たり得たり。則其處に家居して月日ふるまゝに、世に隱なき富人とはなれりけり。さてこそだんびる長者と土人は稱たりけれ。蜻蛉を、たんひると云、此處の方言なり。扱彌ますく家富榮えし故に、飯の幾計かしくはかりなれば、川邊に出て米とく事ひまなかりしかは、則其川水白くなりて流れき、故米白川とは云なりとなん。

▽卷十

*北郡

東は大海を限り、南は三戸・鹿角の二郡に接き、西は津輕郡、また入海につゝき、北は國形、一嶋の如くにて、東西南北みな、大海を限れる處なり。此郡も、所謂糠ノ部ノ五郡の中の一郡なり。北郡といへるは、陸奥ノ國の北方、最後の地なれば、たゞ何のよしもなく、北郡とは云つるもの也。是も猶今は眞郡の如にはなれり。

扱國郡郷などの名、往古は字の數も定らず、正字にまれ、借字にまれ、あるへきまゝに、木ノ國・泉ノ國・津ノ國など一字にも書き、或は武藏志ノ國・相加模ノ國・駿流河ノ國・丹邇波ノ國・但遲馬ノ國など三字にも書たりしを、續日本紀に、和銅六年(713)五月詔に、畿内七道諸國郡郷ノ名、著好字ヲ云々と見え、また延喜民部式に、凡諸國部内ノ郡里等ノ名へ並用ヒ二字ヲ必取レ嘉名ヲ云々とありて、一字なるは韻字をそへ、或は上下前後と分ちて二字とし、又三字なるは略きて嘉名をとりて二字とし、好字に改られしより、必二字に定めて書ことゝはなれるなり。

然に、此北郡は、昔よりたゞ一字にのみ書るは、かの御制に違へるに似たれと、然にはあらず、元來假に立られし郡のや、後に眞郡の如くなれるものにて、今もその書來しまゝなれば、他の例とは異なりけり。

○宇曾利山神社―田名部村に屬たある、宇曾利山の山上に、令坐奉れるなり。仁壽四年(854)に齋奉れりとなん。

○熊野神社―目名村にあり。大同年中(806)810、目名城主高館采女正か、崇祭し神社なりとなん。

○新羅明神社―奥瀬村にあり。昔甲斐國より遷奉れるよし、云傳へたれと、其年月は知れず。

○千曳神社―野邊地村にあり。古老傳云、往古、此邊に碑あり。甚大なる石なりければ、土人新墾に不便とて、かの石碑を引退むとするに、多人して引たれとも、え動さりき。然るを坪村なる壺子といへる女の出で、只

鑑卷九、文治五年九月十七日甲戌の條に、希婦細布二千端 など見えたるは、モハツ此里より織出て、古へは貢調にも進タテマツりし物なり、扱今は平常にはおらされとも、事によりては出せり、そははたはり狭くて、甚トあらしくしき布なり。女のいまた男せざるもの、七日ほとものいみして、糸うむより織出すまで、一日の業とするなり。如此おこそかにせるは、古へ貢の奉れる物なれば、その手風テフリの今に遺れるなるへし。

○大日堂—小豆澤村にあり。繼體天皇の御世十七年に、勅命によりて、安置れりとなん。恒久云、當時は佛道いまた渡り來ぬ前の事なれば、大日尊などいへる稱號の、世にあるへくもあらず、勿論安置奉へきにもあらねは、かにかくに不審ことなり。此は全く元來、某神を□□いつき奉れるつるを、後に僧等の、例の佛意にとよせて、人迷しの附會せるより、かくは誤れりしなるへし。猶よく尋ていふへじ。古老傳云、往昔米白川の川上、平間田と云所に、氏ある人ありけり。女一人持りしを、皇都に遣て宮仕をなんせさせける。かくて年月、侍ふまゝに經上りて、天皇の寵に逢て、皇子産ウツ奉りき。扱後に此里に歸下りまして、身まかり給ひにけりとなん。かゝる由縁によりて、當昔勅命もちて、此御社をは建立せられたりとぞ。又彼官女の顔をうつせる、古キ面あり。こは所以あることなり。

又末社に、熊野神社・山神社・地藏堂・藥師神社などありき、皆古き御社なり。

扱藥師神社は、古老傳云、昔五宮の皇子の乳母、朝夕に、皇子の行方をしたひ奉りて、終に此處にまかり下りて、扱山に分登る時、獨活ウツトからに眼を突ツカれしかは山上には、え登りやらて、夫婦共に麓に下りて石に化つ。故レ今男女石とて其處にあるは是なり。扱年月數多經つれと、彼女の靈往々マユク嶺上に顯れ出る故に、村人御社をつくりて、藥師神と崇奉れり。今眼病にくるしむ人、獨活を禁物として、此神に乞折れは、必驗あるは其由縁なりとなん。

○五宮嶽神社—小豆澤村にあり。昔繼體天皇の五ノ宮ノ皇子此處に下向クツタリ給ひし時、御馬の鞍二つにて離ワレて前輪は東山に落、後輪は大里村に捨給ひき。故レ其處を尻鞍といふ。前輪の落たる處を、鞍落場といへり、御供にめしたりし金丸といへる兄弟イモコ、所以ありて石に變カつとなん。其石今もあり。

扱皇子薨給ひし後に、則五宮嶽ノ神と崇奉れりとなむ。

○胎藏界大日堂—毛馬内村にあり。繼體天皇の御世に、だんびる長者と云る人の建立たりし御社なりとなん。凡て此郡中に、大日堂三つあり。一つは、小豆澤村にあり。今一つは、長牛村に在。この毛馬内村なるも、其三つの一社なり。

○錦木塚—毛馬内里の南、古川村にあり。古老傳云、此塚は、往昔此處の風俗にて、思かくる女の門に、錦木と云ものを立て、心を通カヨハし、相思ふ中なれば、則契初ることなり。袖中抄卷十八に、古歌に、錦木は千束になりぬ今こそは人にしられぬねやの中みめ、顯昭云う、にしきゝといふは、世の古ことにて、むかしよりいひ傳たるに付て、ふたつのやうあり。一には陸奥のおくのえひすは、男女をよはゝんとする時、文をやる事はなくて、一尺はかりなる木を、またらに色とりて、其女の家門に立るに、逢んとといふ男なれば、其錦木を、ほどなく取れつ、おそく取入れは、しひて猶立て、千束をかきりに立れば、誠に心さし有けりとして、其時に取入て、逢といへり。或は、千束になりても取れねは、思ひたえぬといへり。今の歌は、千束立て、逢よしの心をよめる也云々、恒久云、此より下の文は、錦木の事を、かにかくに委しく論はれたれと、みな詳ならぬことゝもなれば、とらず。昔より推量の説のみ多し。

後拾遺集戀一に、能因法師、錦木は立なからこそ朽にけれけふの細布胸あはしとや、詞花集戀上に、大藏卿匡房、思ひかねけふ立初る錦木の千束もまた逢よしもかな、千載集戀二に、加茂重保、錦木の千束のかきりなかりせば猶こりすまに立ましものを、など見えたる、此國の風俗にて、古

セタリ、權太栗毛イカナル事モアラン時ハトテ乗替ノ料ニ引セタリ。白キ馬ノ太ク逞キカ尾髪アクマテ足レリ、三戸立ノ馬也、餘リニ秘藏シテ、假居ノ西ニ厩ヲ立テ、晝ハ人目ヲ憚リテ、夜ハ引出シ、愛シケレハ、馬ノ白キヲ月ニタトヘ、西ノ厩ヲ樓ニ諭テ西樓トソ名付タル云々 など見えたる名馬等の出づる牧は、則此處なり。すへて、北國中には、野牧此處彼處にありて、古へより良馬出づる事は、今も世に知れるが如し。

○三戸ノ城―三戸ノ里に城跡今も猶あり。我遠つ御祖君光行君の、甲斐國より、此地に下向クタリまして、初國所地シラシし、承久年中に、造營給ひたる本つ城なり。東に馬淵川、西に熊原川を帶オビ、南は高山につゝき又蓑ヶ坂によりたるいと嚴なる岩城なり。

扱御世々々、年久しく在ましゝを、慶長の頃盛岡ノ城を本つ城と定め給ひて、彼處に移り居イマし、後は、家臣等イモノコトモに仰せて、暫かシカほとは、守しめたれと、今は破壊ヤブレて、只その城跡のみ存イコれり。

○比良ヶ崎城―沖田面村に今も城跡あり。我光行君、初めて國しらし、時、最初ハジメ此城を造りて暫がほと在ましゝ處なり。此より三戸城には移らせたる也。

○一夜堀ノ城―花見館とも云、相内村にあり。我光行君、甲斐國より、此地に始て下向給ひし時、一夜の間に堀ツクリモトホを造回し、假の御館と定め給ひし處なり。

○牛尾ノ城―田子村に城跡今もあり。我信直君いまた御代嗣まさささりし間、在ましゝ城なりとなん。

○根城ノ城 平地―八戸ノ里に今も猶あり。家臣八戸彦次郎直榮が先祖より歴代居スミりし城なりしを、寛永四年に、八戸氏をは、閑伊郡なる、横田城に移らしめて、後には我君の親族、南部左衛門佐直房君の居城イマセルキと定め給へり。今もその御子孫の居地イマセルトコロ則是なり。

▽巻九

*鹿角郡

東は二戸・三戸の二郡にわたり、南は岩手ノ郡、西は陸奥と出羽との國ノ堺を限りて、秋田ノ郡につゝき、北は則北ノ郡に接く。扱此郡も、所謂糠部ノ五郡の中の一郡にて、九戸ノ郡の下に委く云るか如し。故レ古キ書には見えざる郡ノ名にはあれとも、むけに近世のことにもあらざれば既眞ハヤシ郡の如くにはなれるものなり。

○狭布ノ里―盛岡ノ城の西北、古川村にありて、城下より行程二十二里餘あり。今は纔ツツカに舊跡のみ遺れり。古歌に、けふの里けふの郡など見えたるは此處なり。新撰六帖に 又堀川百首ともあり、猶よく尋ぬへし、知家、陸奥のけふの郡に織る布のせはしき世にも逢にけるかな けふの郡といへること猶後にて云へし、因云、此里より織出る布を、狭布とも、細布とも、奥布ともいへり。古歌に、古今六帖第五、布の部に、陸奥のけふのさ布のほとせはみまた胸あはぬ戀もするかな、夫木抄三十三、布の部に、中務御子、思へたゝけふのさ布の麻衣さても逢みぬ胸のくるしさ、又同卷に、光俊朝臣、今は世にあるもまれなる奥布のもちひられしは昔也けり、又俊成卿、錦木の千束のかすもけふみちてけふの細布むねやあふへき、後拾遺集戀二、題しらす、能因法師、錦木は立なからこそ朽にけれけふの細布胸あはしとや、などよめる皆此處より織出せる布なり。

又昔は貢調にもしつるはかり、數多出來しものにて、延喜主計式に、陸奥國、調廣二十三橋、自餘輸狹布米穀、庸廣布十端、自餘輸狹布米、また同書に、望陀布 長四丈二尺廣二尺八寸、廣布並三丁成端、細布二丁成端(中略) 狹布二丁成端、長三丈七尺廣一尺八寸、日本逸史に、大同五年(810) 春癸巳、太政官府(符)、應陸奥國浮浪人、準土人、輸狹布ヲ事(中略) 土人調庸全ク輸狹布ヲ、至于浪人ニ特進ム廣布ヲ、織作之勞難易不同齋民之貢彼是為異望ミ請一準ソ土人ニ同ク進シ狹布ヲ者、國司檢察ソ所申有實云々、また東

如くなれるもの也。

○八幡神社―櫛引村にあり。元來、甲斐ノ國巨麻ノ郡に齋奉れりしを、我遠祖君、南部三郎源光行君の、此地に下向給ひて、初國領し、後、承久二年(1220)に、甲斐國より遷されて、則此處に崇奉られし神社なり。神寶に、甲冑二領あり、いと古物にて、世に知れたるものなり。又鰐口に、應永二年(1395)八月吉と彫付たるあり。

○神明神社―櫛引村にあり。此神社も甲斐國より遷奉れる神社なれど、その年月は知れず。

○本八幡神社―小向村にあり。此も承久二年に、甲斐國より、八幡ノ大神を遷奉れる時、先此處に令座奉りて、夫より今の櫛引村に、宮造營して、うつし奉れるなり。其舊地なれば、今も、本八幡神社とは云なり。

○熊野神社―相内村にあり。此は我光行君の、初國領し、以後、甲斐國より、遷奉られし御社なりとなん。

○塞神社―某村にあり。天正年中齋奉れりとなん。恒久云、塞神は、布那斗ノ神にて、旅神に坐ませるを、今幸神として、則幸を祈る神也と思ふは誤なり。そは佐間を、佐伊に訛れるより、ことおこりたる附會の説なり。故今改めて記しつ。

○諏訪神社―沖田面村にあり。我光行君初めて國領し、頃、信濃國諏訪郡なる、南方刀美ノ神靈を遷奉りて、此處には令坐奉りしものなりとなん。

○觀音堂―相内村にあり。往昔は正往山圓通寺とて、大寺なりしを、今は絶果て、只觀音堂のみ残り。甚古き御社なれど、その安置奉れる年月は知られず。我光行君、甲斐國を發向して、船より此地に下り賜ひし時、先八戸ノ浦に着岸賜ひ、その夜は此觀音ノ御堂にやとり賜ひて、越年の禮式をものし賜ひし處なり。そは承久元年(1219)十二月廿九日のことにて、明日は、正月元日なれば、其日を年の晦日と定めて越年の賀儀し賜ひつるより、今に至るまで、十二月小の月なれば、必大の月に改るは、定例なり。世俗南部の私大といへるは則此因縁なり。

○聖壽寺 山號大光山―小向村にあり。今三光庵といへる寺は、則此寺の舊地なり。我南部の遠祖君より、御代々々の菩提所にて、慶長年中、盛岡に御城をしき賜ひし時、則此寺も、その城下の、上田村にはうつされたるなりけり。今尚其所にあるは是なり。

○永福寺 山號寶珠山―沖田面村にありしを、慶長年中に、盛岡の城下、山岸村に移されたり。今嶺松院てふ寺、則永福寺の舊跡地なり。

扱昔より什物許多あるが中に、高野大師の作れる、諸天十六羅漢及書畫等いとめつらしき物あり。又南宗坊といへる僧の書寫せる不動像一軸あり。是は由縁あることにて、北ノ郡十和田池の下に委しくいふへし。

○長谷寺 山號蓮臺山―某村なる、名久井嶽の山中にあり。建徳元年(1370)に、明學和尚が、所造寺なりとなん。此寺も後に盛岡ノ城下に移されたり。今惠光院といへる、則長谷寺の舊跡地なり。

○法光寺 山號白花山―名久井村にあり。建長年中(1249〜56)最明寺時頼、此處に下向られし時、兩三年の間、やとれりし寺也となん。

○名久井嶽―三戸ノ里の正東、名久井村に屬けり。折爪嶽と、南北に對立て、諸山に抜出たる高山なり。山半に寺あり、則長谷寺の舊跡なり。

○住谷牧―某村にあり、名久井嶽に接たる處にて、長差二十五丁、横二十五丁あり。昔は世に聞えたる名馬の出つる牧なり。源平盛衰記、卷三十四に、(上略)佐々木・梶原・馬二事ヲソ、カキタリケル、折節秘藏の御馬三疋也、生暖・磨墨・若白毛トソ申ケル。陸奥國三戸立ノ馬、秀衡カ子ニ元能冠者カ、進タル也、太ク逞キガ、尾髪アクマテ足タリ、此馬、鼻強シテ、人ヲ釣ケレハ、異名ニハ町君ト付ラレタリ。生暖トハ、黒栗毛ノ馬、高サ八寸太ク逞ガ、尾ノ前チト白カリケリ。當時五歳、猶出クベキ馬也。是モ陸奥國、七戸立ノ馬、鹿笛ヲ金燒ニテアテタレハ、少モ紛ヘクモナシ。馬ヲモ人ヲモ食ケレハ生暖ト名付タリ。七戸立の馬の事は北郡の下に云へし。

また同書、卷三十六に、西樓ト云秘藏ノ馬アリ、後戸ノ風ト云舎人男二引

は遠くてみれば、山よりあなたに波のたつか、山より上にみこされて、山をこゆとみゆるによりて、まことの波のこゆへきよしをちかへるなめり云々 といへる説のみはいさゝかあたれる様なり。

扱又末の松山・中の松・もとの松などいへるは、古へより聞えぬ名所なれば、此處にはよしなきことなり。又此末の松山を、今俗波打峠といへり、彼古へ、山本近く波の打よりし地なれば、その由縁を思ひて、土人の然云傳へたるものか、是も聊墟ありけなり。

○一戸牧—金田市村にあり。折爪嶽の麓にて、長さ(ママ)里、横(ママ)里許、馬淵川につゝきたる處なり。古は世に聞えたる名馬のみ出づる牧なれと、今は馬立絶えたり。

源平盛衰記卷三十六に、「(上略) 權太栗毛ニ乗タリケリ、此馬ハ、熊谷カ中ニ權太トイフ舍人アリ。季緒カ流ヲモ習ハス、伯樂カ傳ヲモ聞サリケルモ、能馬ニ心得タル者ナリケレハ、召向テ當時ニ源平ノ合戦アルヘシ。折節然ルヘキ馬ナシ、海ヲモ渡シ、山ヲモ越ヘキ馬、尋得サセヨト云テ、上品ノ絹二百疋持セテ奥ヘ下ス。權太陸奥國一ノ戸ニ下リ、牧ノ内走り廻リテ、撰勝ツテ四歳ノ小馬ヲ買タリケリ。扱コソ、此馬ヲハ權太栗毛とは呼ケレ云々、」

また太平記關東の大勢上洛の事をいへる條に、「(上略) こかねつくりの太刀を二ふりはき、一のへい黒といふ坂東一の名馬、五尺三寸ありけるに打のり云々」と見えたる名馬等の出づる牧は、則此所なり。一戸黒と呼るも即地名を負せつるものなり。さて生暖ノ磨墨の兩馬も、此牧より出たりと云説は非なり、そは三戸ノ郡の下にいふへし、云々。

○浄法寺ノ城 山城—浄法寺村に城跡今も存り。天正年中城主は、浄法寺修理口となん、浄法寺家の先祖は畠山重忠が親族にて、古へより歴代此城に住りしなりとそ。按ふに、東鑑卷十八、元久二年(1205)六月廿二日戊申の條に、畠山次郎重忠カ弟、六郎重宗在奥州ニ云々 と見えたり。されは重宗カ子孫、此地に住て、則浄法寺と名のれるなるへし。

○宮野城—福岡ノ里に今も城跡あり。往古安倍貞任カ親族、白鳥三郎高任の住りし城なり。其後我光行君、文治五年に、陸奥の糠ノ部ノ郡の地頭職受賜り、此地に下向賜ひて、初國領し以後は、九戸氏の居城なり。九戸の先祖は我光行君の五男、行連君の子孫にて、九戸ノ郡を領、則九戸を名のりて歴代此城には居住也。昔は二戸ノ郡も、猶九戸ノ郡の中なれば、その領主の居るよしにて、此を九戸城とも云なり。

扱天正年中の城主は、九戸左近將監政實といへる、則我南部ノ家族なり。然るに政實邪心を起て、我君に不服、軍兵を出して此彼を襲、世を亂せるゆゑに、うての使、蒲生氏郷・浅野長政・井伊直政・堀尾吉時等の諸將、數多の軍兵を率テ來テ、政實カ楯籠れる、此城を攻るに、元來堅固岩城なれば、容易滅へくもあらず、徒に日を経て、辛して討滅しつる城なり。

そは天正十九年(1591)のことなりけり、扱征伐畢て後、此を福岡と稱號を改めて、我信直君しばし居せしより福岡の城とはいふなり。然改められつるより、遂には里名にも轉て、今俗普く福岡とのみいへるものなり。

▽卷八

*三戸ノ郡

(上略) 此郡も、元來糠ノ部ノ郡の中にて、後世に、所謂糠部五郡の、その一部なり。源平盛衰記、卷三十四に、折節秘藏ノ御馬三疋也、生暖磨墨・若白毛トソ申ケル。陸奥國三戸立ノ馬、秀衡ガ子ニ、元能冠者カ進タル也云々、また同書卷三十六に、白キ馬ノ太ク遅カ、尾髪アクマテ足レリ、三戸立ノ馬なり云々、など見えたるは、皆此三戸てふ地より出づる馬をいへるにて、既地名なることは、知られたれと、當時いまた郡ノ名にはあらず。かの甚廣らかなる糠部郡を、後に五郡に分られし時、則地名をとりて、此三戸郡は、立られしもの也。是も元は假に立られつる郡なりしを、今は眞郡の

(上略) 此郡は、元來は糠ノ部ノ五郡の中の九戸ノ郡なりしを、かの五郡に分れて、後になおその九戸ノ郡を分て、更に二戸ノ郡を置かれたるなり。そは我行信君の御時、元禄年中のことなり。こは遷後世のことなれば、古キ書ともには、をさく見えざる郡ノ名なれと、今は眞郡の如くにはなれるなり。

○小枝八幡神社―一戸村にあり。往古源ノ義家朝臣、某國の男山八幡の神靈を、此所に遷奉りて、以祭給ひし神社なるよし云傳ふ、當時捧奉れる宵、今ニ存り。又慶長元年(1596)丁酉九月三日と記したる棟札あり。いと古き神社なり。

○實相寺 山號云諸法山―一戸村にあり。圓忍僧都か所造寺也となん。此僧都、はしめは京極民部口有忠といふ人にて、世を遁れて後、皇都の、平野でふ所に居住たりしを、保元平治の亂(1156)に猶世の靜なる所にてと、陸奥ノ國に下向、此郡の金田市村に、願海院といへる寺を造りて居れたりとなん。然後に良満といへる住僧が、浄土宗に改め、又其三世の鐵殘法師のとき、福岡村の村松てふ所に寺を移して則村松庵と號、また其後の鐵岡といへる僧か、一戸村の今の地に轉移て寺號を實相寺と改めたりとなん。今金田市村なる實相庵といへるは、此寺の舊跡なり。

○末の松山―福岡の里の南、一戸村に屬したる高山なり。此山上を経て、一戸驛に往來ふ則奥の大道なり。古より世に高く聞えたる名所にて、古歌に、末の松山とよめる多く見えたるは皆是なり。古今集卷六、冬の歌に、寛平の御時(889)きさいの宮の哥合のうた、藤原興風、浦近くふりくる雪は白波の末の松山こすかとそ見る、又同卷廿、みちのくうたに、君をおきてあたし心を我もたは末の松山波もこえなん、後撰集、卷十(ママ)の歌に、をとこのもとへ土佐、吾袖は名にたつ末の松山の空より波のこえぬ日はなし、後拾遺集、卷十四、戀の歌に、清原元輔、ちきりきなかたみに袖をしほりつ、末の松山波こさしとは、此餘御代々の撰集、又人々の家

集にあまた見えたり。

扱此山は、海邊近き處にもあらぬを、古歌に、波のこえん、こえしの意をよまれたるに依て、昔より種々論ひあれと、みな地理を知らぬ説なれば、よくあたれるはなし。故レ熟按ふに、此山に、まつ近き海は、八戸ノ浦なれと、それと遙に隔たりたれば、波の見ゆはかりなる所にもあらず。けにとりくの論ひも出くめる中に、山よりはるかにのきたる、海の波の、山のはより見こされて、こゆるやうに見ゆといへる説は聊據ありぬへくおほゆるなり。そは今ノ世こそ海は遠かれ、往古は、此山本近く波の打寄りし地にて、かの古今集の序に、高き山も麓のちりひちりなりて、といへる如く、陸地も漸に廣らになりて、年經まゝに海は遙に遠放たりけん、今地理をよく考るに、則八戸ノ浦は、然遠のきたる海なるへし。夫木抄卷廿に仁安二年(1167)二月、清輔ノ朝臣歌合、海邊霞、從三位頼政卿、春霞へたつる頃は白波のこすとも見えぬ末の松山、判詞に、此うた判者衆議末の松山の歌はいと、をかしく侍るに、海のほとりの霞には、へたゝりたるこゝちす。かの末の松山は、まことに波のこゆるにはあらず、山より遠に、はるかにのきたる海のみ、山のはより見こされて、こゆるやうに見ゆるなり。されは題のこゝろにはかなはずや、中にもへたつとよまれたれば、山よりこなたにたてるかすみこそ、と申人もありしかと、ちかく、江中納言の歌に、末の松山波こさはみねのはつ雪消もこそすれ、とよまれたれば、それをひかことにはよむと申さるゝひとの侍りしかは、とかなくなりぬと云々、

袖中抄卷十八に、顯昭云、末の松山はみちのくにあり(中略)末の松山波こすといふ言は、むかし男女にあひて、末の松山波をさして、かの山に波のこえんときぞ、こと心はあるへき、とちきりけるより、男も女もことふるまひするをは、末の松山波こすことよむなり、何事によりて、おもひかけす山に波のこえんことをは、ちかひけるそとおほつかなきに、かの山

立つるものなるか、今にその根纒に遺れりとなん、云々。

○花巖院 山號峒澤山―花原市村にあり。鎮西八郎為朝か三男、嶋ノ冠者為頼が造れる寺なり、寺ノ號は亡父の法名花巖院持劍法空大貴士と云へるを取て、號たりとなん。

○貞任窟―小國村にあり。貞任城と相對たる窟なり。俗人、容易はえ至かた、最嶮き處なり、云々。

○見違ノ窟―門村の邊、盛岡の城下に往還大道の傍にあり。されと隠れたる處なれば、往來の人、大方は見知す、唯何の心もなく、行過めり。土人傳云、昔大將軍、源ノ義家ノ朝臣、所謂前九年の戰の時、朝敵阿(安)倍ノ貞任に追しき窘られて、しはし此窟裏に隠れて、其難を避給ひし處なり。穴口は穿迫くあれば、辛して、這入る許なり。裏は圓く廣し、高さ七尺許、廣さは四五丈許にて、釜を伏たる其中の如し。

扱中央に兜の貌なる物あり、熟見れば鏡・眉庇・吹返・筋鏡・列星等悉く具はる形状なり、みなよく彫刻たる物の如くなれど、好事もの、所為ともおほえず、甚奇くそ見えける。

○横田ノ城 山城―横田ノ里に今も猶あり。此城、元來は倭藤太秀郷の後裔、阿曾沼ノ四郎廣綱か、文治年中に右大將源ノ頼朝卿より、遠野ノ里の任を受賜りし時、次男亦次郎廣親か、初めて此所に下向り、其子孫、遠野某と名のりて、歴世居りし城なり。元來護摩堂山に在りて、横田ノ城と稱しを、天正年中、遠野ノ孫次郎廣郷の時に、今の地には移されたりとなん。されど、猶舊號のまゝに、横田城とも呼今も然いへり、云々。

▽卷六

*九戸ノ郡

(上略) 此郡は舊く糠ノ部郡と呼りしを、我君の所領地となりての後に、その糠ノ部郡を分て、更に立られつる郡なり。故レ九戸てふ郡ノ名、古キ

書には見えす。奥州五十四郡考に、九戸ハ乃古ノ糠部ノ郡也と云へるは、然ることなれど猶其説精からず。

抑糠ノ部ノ郡と云フは、此九戸ノ郡より奥つ方、三戸・鹿角・津輕・北の四郡も皆往古は糠ノ部ノ郡にて、たゞ一郡なり。今俗に、糠部五郡といへるは、其由なり。九戸・三戸・岩手・鹿角・北の五郡を糠部五郡といへる説は非也。岩手は、五郡の中にあらず。いと古き名にて元より一郡なる事、岩手の郡中に委くいへるか如し。九戸ノ郡も、即五郡の中の一郡なり。東鑑卷九、文治五年九月三日庚申の條に、泰衡被圍數千兵ニ為遁一旦命害ヲ、隱如鼠退似タリ鴨ニ差夷狄島ヲ、趣糠部郡ニ云々 今本に、糠部を糟部と書るは誤なり。また同十七日甲戌の條に、安達絹千疋、希婦ノ細布二千疋、糠部ノ駿馬五十疋、白布三千疋、信夫毛地摺千橋等也云々、また同書卷十、同六年二月十二日丙申の條に、於外カ濱ト與ノ糠部間ニ 有多宇末井之梯 以件山ヲ為城郭ト云々

また桂泉の天臺寺てふ寺の、古き鐘の銘に、大日本國奥州糠部郡桂泉八葉山天臺寺鐘銘並序云々 于時元中九年(1392) 壬申三月廿六日云々と見えたる、みな當昔、五郡をすへて糠ノ部ノ郡とは云りしものなり。されど猶、眞郡には有さりけん、延喜式・和名抄は更なり、拾芥抄にも見えす。是も彼ノ假郡にて、首卷に委く論ふ如く、假に立つる郡ノ名なるへし。如此て糠ノ部ノ郡は、いたく地廣かりければ、後世にその一部を分て九戸・三戸・鹿角・津輕、北の五郡とし、是も又、假に立られつる郡なりしを、遂に眞郡の如くその郡ノ名、世間弘くはなれるもの也。然五郡に定りし後は、舊の糠部てふ郡ノ名は、漸廢て今は纒に地ノ名にのみ遺れり。二戸ノ郡に、糠部てふところのあり、扱又元祿年中、九戸ノ郡を猶分て、更に二戸ノ郡を立られたるなり。

▽卷七

*二戸ノ郡

の軍兵にありて、眼に立たる鏃痕を、いたくなやめり。其時この窟に、暫宿をしまして彼眼を河水以て、しはく洗ひたりき、故レ景政窟とは云フなりとなん。

○二子ノ城―二子村に今も城ノ跡あり。和賀家の先祖より、歴代居住りし城なり。先祖は、右大将頼朝卿の御子にて、式部大輔忠頼といふ、最初しはしの間は、苅田ノ郡に住れたるか、その子式部大輔忠明の時、建保の年中（1214-19）に、和賀ノ郡の領主となりて、此處に下向れたり、其時新に此城は造營といへり。さてその子孫つきくに、年久しく住居たりしに、忠明より十五代の孫天正中、和賀ノ薩摩守義治の時に、滅亡たりとなん。扱義治か三男、和賀ノ主馬忠親は、後に岩崎ノ城にこもりて、軍を起せるなり、そは慶長十六年（1611）のことなり。

○黒澤尻ノ城―黒澤尻村に城ノ跡今もあり。陸奥話記、康平五年九月十日の條に、武則拜謝ス、即襲テ正任ガ所居和我ノ郡、黒澤尻ノ柵ヲ拔之、所射殺賊徒、三十二人、被疵逃者不知其員ヲ云々 と見えたるは此城のことにて、安倍ノ貞任か弟、黒澤尻ノ五郎正任が居住たりし城なり。扱其後は、誰人か居たりけん、傳へなければ知らず。

▽卷五

* 閨伊郡

（上略）此閨伊ノ郡は、いつの頃よりか、郡とはなれりけん、古書に見えされは、知へきよしもなし。扱閨伊は元來、村ノ名なりしを、後に郡の名とはなれりしなり。續日本紀、靈龜ノ元年（715）十月朔乙丑の條に、陸奥ノ國蝦夷（中略）須賀ノ君古麻比留等言ス、先祖以來貢獻ノ昆布ハ、常ニ採此地ニ、年時不闕、今國府郭下、相去ルコト道遠、往還累旬甚多辛苦、請於閨村ニ、便ニ建郡家ヲ、同於百姓ニ、共率親族ヲ、永不闕貢、並ニ許之ヲ云々、

日本後紀、弘仁二年三月甲寅の條に、去二月奏備請發陸奥出羽兩國兵合二萬六千人ヲ征、爾薩體・幣伊二村者云々、また七月丙午の條に、以俘軍一千人、委吉彌候於夜志閨等、可襲伐幣伊村、彼村俘黨類巨多、云々、又同辛酉の條に、出羽國奏邑長志願閨邑降俘吉彌候部都留岐申云已等與貳薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等、練閨整衆、居都母村、誘幣伊村夷、將伐已等、云々

かくて閨伊はみな村ノ號にのみ見えたり。其村ノ號の、後に郡ノ名にもなれるものなり。凡てもとは狭き名の、後に廣くなれる例いと多し（中略）かゝれば此閨伊ノ郡も元は、村ノ號より轉て、郡ノ名にもなれること疑なし。二の卷の志波ノ郡も、元來志波村より轉れる郡ノ名にて、こと全同類なれば、考へ合せて曉へし。かゝる例諸國に多かり。

因ニ云、往古は閨とのみいへりしを、今閨伊と二字に書くことは、紀伊ノ國の類にて、引聲の伊ノ字を加へて、二字としたるもの也といへる説は信かたし。紀伊ノ國の伊ノ字、また遠江の渭伊ノ郷、出雲の斐伊ノ郷などの伊はみなキシチニヒミイリキノ韻音（ヒ、キノコエ）の字を添たるものにて、是は論ひなきを、閨伊の伊ノ字は其例にあらず。若其例の如くならんには、閨の韻音は延なれば、備中の弟翳郷、薩摩の類娃郷などの例の如く、閨延とこそ云フへきを、日本後紀ニ、幣伊と作、今俗にも閨伊と唱へつれば、是は決て引聲の伊ノ字を添たるにはあらず。紀伊ノ國の類とは大異なるをや。扱また續日本紀に、閨村とあるは、伊ノ字を脱せるなるへし。

○尾崎神社―平田村にあり。土人傳云、祭神は倭建ノ命なり。往古より御舎もなく、いと古キ劍のひた土にさし立たるあり。則神跡として齋奉れり。扱後世に、鎮西ノ八郎為朝の三男、嶋ノ冠者為頼この閨伊ノ郡の領主なるか、永久此地にとまりて、海上の守護神ともなりなんとて、死て後も、奇瑞の顯つること往々あり、是レ則為頼か神靈を齋奉れりとぞ。御社に、いと年經たる白藤のあるは、當時所以ありて、彼子孫、殊更に殖

我輩登誓ノ神社といふもあり、是は元、和賀ノ郡なる神社にて、その神靈を此處彼處に遷して、崇祭られたりしを、舊の和賀ノ郡なるは、漸に廢て、後世には、その跡たにしられざるなるべし。かゝる例、諸國にいと多し、さて此和賀郡も、拾芥抄より後の書籍ともには、みな漏ることなく必見エたり。

○黒澤尻ノ里―盛岡ノ城の正南にありて、城下よりの行程、十二里あり。東鑑卷九、文治五年九月廿七日甲申の條に、黒澤尻ノ五郎正任といふ人名の見えたるは、此黒澤尻に城を構て居住たりしかは、則その地ノ名をとりて、名のりしものなり。今モ古キ城の跡猶存り。

○駒形ノ神社―駒形嶽の山上にあり。延喜ノ神名式に、陸奥ノ國膽澤ノ郡駒形ノ神社と載られたる、則此神社なり。又駒形根ノ神と云へるも同神にや。同書に、同國、栗原ノ郡駒形根ノ神社と見えたる、こは元來同神にて、栗原ノ郡にも安置奉に就て、負せたる御名なるへし。駒形根の根は峯てふ言の略にて、嶽と云フも同義なり。されは、この駒形ノ神を、今土人は駒形嶽ノ神ともいへり。

扱御社は、和賀ノ郡と、膽澤ノ郡との堺にありて、其宮、修復時は、我南部と伊達と双方にて、半持分て、二十年に一遍、新に必造立奉りしなり。是レ古へよりの定例なれば今も然り。

○竊八幡ノ神社―十二个村にあり。土人ノ傳云、往昔康平年中、大將軍源ノ頼義ノ朝臣、その子、義家ノ朝臣、共にこの陸奥ノ國に下向まして、朝敵安倍ノ貞任等を討平けんとて、岩手ノ郡ノ厨川ノ城を攻給ひし時、まつ此神社に詣て、願事し給ふ。其時、白羽ノ鎬矢十二筋、大刀一振に、願書そへて進奉れり。故レその鎬矢の由緒に依て、竊ノ八幡とは云フなりとなん。又村號も、古くは十二鎬村と稱しをむらく(ぶらむら)と、言重りて、云さまの悪かれはにや、寛文七年(1667)の頃より十二个村と唱ふる事にはなれりけり。

○觀音堂―黒澤尻村なる染黒寺てふ寺ノ内にあり。本尊は、金赤銅の一尺許なる觀音佛像なり。康平五年、源ノ頼義朝臣か、朝敵安倍ノ親族、正任か居たる黒澤尻ノ城を討滅し給し時、新に御堂を建立て、肌守の觀音ノ像を安置奉たるものなりとなん。

○大荒澤山―澤内ノ里の西南、白木峠につゝきたる山々なり。凡此邊の諸山は古への銅山にて、沙金・南鐮・白鐮・銅など多(サハ)に生出る處なれば、そを取らんとて、此彼穿たる古キ穴、數十所にありて山中みな蜂の巢の如なりき。所謂五金の中に、た、鏡沙のみは欠たり、土人傳云、藤原ノ秀衡か陸奥國の鎮守將軍のころ、金を堀(掘)しめたる趾、今も猶存て、そを秀衡堀(掘)場といふ。又金商橋次か堀(掘)しめたる趾をは堀内と云り。

○駒形嶽―黒澤尻ノ里の西南、和賀ノ郡と膽澤ノ郡との堺に立り。東鑑卷九、文治五年九月廿七日甲申の條に、至マテ于四五月ニ殘雪無シ消、仍號駒形嶺ト、麓ニ有流河、而落ツ于南ニ、是北上河也、衣河モ自リ此レ流降テ而通于此河ニ云々 と見えたるは、則この駒形嶽 嶽も嶺も同義なり、今土人の呼まゝに嶽と擧つなり。群山に拔出て甚高キ山なり、山上に池あり、八郎沼と云。また神社あり、是則駒形ノ神社なり。然るを神名式に、膽澤ノ郡駒形ノ神社と見えれば郡の違へるに似たれと、其は首卷に委く辨たるが如く、往古は膽澤郡より、奥つ方は、郡郷も詳ならず、且駒形ノ嶽は兩郡の堺に立てあれば、當時大方に、膽澤ノ郡として載られたるものなり。又此ノ山を今俗人は駒迦多計と呼へり、そは古言に、同音の二つ重れるは、自然約ていへる格なれば、旅人を多毘登留を登麻流と云フ類にて、駒迦多々許の多の重れるを、ひとつ省て云へるも、猶自らの訛なり。然るを、青根之嶽・弓楸之嶽などの之の如く意得て、今俗文字にも、然作るは誤なり。

○景政窟―湯田村なる耳取と云處の道傍にあり。土人傳云、往古、大將軍源ノ義家ノ朝臣、陸奥出羽の凶徒を征伐し時、鎌倉ノ權五郎景政、そ

▽巻三

* 稗貫郡

古キ書に、稗縫とも、部貫とも、稗抜とも作る、みな此郡のことなり。今は稗貫とかけり。日本逸史、弘仁二年(811)正月丙申朔丙午の條に、於陸奥ノ國ニ置和我・稗縫・斯波ノ三郡ヲ云々。また東鑑卷九、文治五年九月廿三日庚辰の條に、奥ノ六郡 伊澤・和賀・江刺・稗抜・志波・岩手 又同卷、十一月八日甲子の條に岩井・伊澤・柄差以上三箇ノ郡者自山北ノ方可遣農料ヲ 和賀部貫の兩郡ノ分者自秋田ノ郡可被下行種子等ヲ也云々。かくて既一郡と定れるは詳に見えたるを、延喜式・和名抄など、郡ノ名を載られたる中に、稗貫ノ郡の脱たるは、首卷に論らふ如く、是も當昔、いまた眞郡にはあらされはなるへし。

扱拾芥抄に、稗縫とあるは、繼と縫と、叢書の字体よく似たるより誤れるにて、則稗縫ノ郡なり、此、拾芥抄より後の書籍には、郡ノ名の中にもる、事なく、何書にも見えたり。さて古へは稗縫と呼たりしを、奴比と奴伎と、音の横に通ふまゝに、稗貫ともいひつるにや。東鑑に、稗枝とありて、今本に、ヒエノキと訓を付たれど、枝は決て抜の誤なれば、今改めて擧つ、又部貫とあるは、此延の約り閑なれば、さもいひつへし。今も土人は、稗を閑とのみいへり。又同書に、和賀を加賀と作るも誤なれば、是も今和に改つ。

○三郎堤―幸田村にあり。周 往昔、此わたりは、泉三郎忠衡が所領地なり。其時造らしめたる堤なれば、即三郎堤とは云なりとなん云々。

○鳥谷崎ノ城―花卷ノ里に今もあり。里川口・南万丁目・花卷の三村にわたれり。今俗に花卷ノ城と呼へるは是なり。往昔、安倍ノ頼時か先祖より代々居住たりし城なり。然るを康平ノ年中の戦に、安倍ノ家滅亡て後、清原ノ武則その子武衡つきつきに住りしを、是も滅亡て、その後、建久ノ

年中に、山蔭中納言為家卿の長男、中将為重ノ朝臣の所領地とはなれりき云々。

○十八个城―花卷村に今も城ノ跡あり。山蔭中納言為家卿の男、藤原為重が、建久三年(1193)に稗貫郡の領主となつて、此城に居住しより、其子孫代々の居城なりとなん。扱、享祿ノ年中(1528~32)に、鳥谷カ崎ノ城に移りて、この城をは既破壊つといへり。故レ今此處を舊館とは云なり。又十八个城と作るをトヤカ城と訓誤りて、後世に鳥谷崎の城のこと、心得て、云傳へたるあり云々。

▽巻四

* 和賀郡

(上略)古キ書に、和我とも和賀とも作るは、則此郡のことなり。日本逸史、弘仁二年正月丙午の條に、於陸奥ノ國置和我・稗縫・斯波ノ三郡ヲ云々。又陸奥話記、康平五年九月十一日の條に、正任ガ所居和我ノ郡、黒澤尻ノ柵云々。東鑑卷九文治五年九月廿三日庚辰の條に、奥六郡 伊澤・和賀・江刺・稗抜・志波・岩手 又同卷十一月八日甲子の條に、岩井・伊澤・柄差以上三箇ノ郡者、自山北ノ方可遣農料ヲ 和賀・部貫ノ兩郡ノ分者、自秋田郡可被下行種子也云々。と見えたるは、郡と定れるも、近キ世のことにはあらぬを、是も延喜式・和名抄など、郡ノ名の中に載られざるは、當昔、いまた眞郡にはあらされはなるへし。

又續日本紀、天平九年四月戊午の條に、差シ歸服ノ狄、和我ノ君計安壘ヲ遣山道ニ 並以使ノ旨ヲ 慰諭鎮撫之ヲ云々。また延暦八年六月庚辰の條に、子波・和我僻在深奥云々。この全文は志波郡のところに標たり。など見えたるは、この和賀ノ郡に住める人の、則己か領たる地ノ名をとりて名のりしものなり。

又延喜ノ神名式に、陸奥國、栗原ノ郡、和我ノ神社、同國膽澤ノ郡、和

○諏訪ノ神社―走湯權現の社内にあり。頼朝卿の建立給ひし神社也と云傳ふ。

○走湯權現

○大道祖神―二日町村にあり。いと古キ社なり。東鑑、文治五年九月十日戊申の條に、今日令レ立陣岡ヲ給、至テ于今ニ七箇日、逗留此所ニ給者也、而ルニ高水寺ノ鎮守者、奉勸請走湯權現ヲ、其傍ニ又有り小社號フ大道祖ト、是清衡カ勸請也、此社ノ後ニ有大ナル槻、二品苙彼樹下ニ、稱奉走湯權現ニ、令レ射立上箭ノ箭ニヲ給フ云々、と見えたるは則此處なり。

さて走湯權現の御社は、稱徳天皇の御世に經營と云傳ふ。其傍らに、今も大道祖神の宮あり。是は秀衡が祖父、藤原の清衡の安置し奉し宮にて、大なる槻木今もあり。是古への趾なるへし。又諏訪大神の宮あり。是は右大將源ノ頼朝卿の崇祭れる宮なりとぞ。

○高水寺 山號走湯山―高水寺村に、古へ道場なるよし、土人の云傳へたる、則この寺の跡なり。東鑑文治五年九月九日丙寅の條に、今日二品猶逗留蜂ノ社ニ、而其近邊ニ有寺、曰高水寺ト。是為メ稱徳天皇ノ勅願ノ諸國被安置一丈ノ觀自在菩薩像ヲ之隨一也、彼寺ノ住侶禪修房已下十六人、參訴于此旅店ニ事其故者、御野宿之間、御家人等ノ僮僕多以亂入當寺ニ、放取金堂壁板十三枚ヲ畢云々、又同十一日戊申の條に、高水寺ノ鎮守者奉勸請走湯權現ヲ云々、かくて、當時大寺なりしことは、今その舊跡を見ても知るゝなり。

扱慶長年中までは、高水寺村に猶ありしを、今は村ノ號にのみ遺りて、寺をは盛岡ノ城下三割村に移されたり。今も其處に、高水寺とて猶あるは是なり。

○五郎沼―日詰村にあり。周六里許、沼の傍に比爪ノ五郎季衡の墓所あり。しるしの碑あれと、年多經つるものなれば、文字きえて今は慥に見えず。五郎沼といへるも、此碑のある故に、然名付しにや。因云、季衡は藤

原泰衡が親昵俊衡が弟にて、共に此地に居住し故に比爪とは名のれるなるべし。東鑑文治五年九月十五日壬申の條に、樋爪ノ太郎俊衡入道、並ニ五郎季衡為テ降人ト參厨河ニ云々、又同十八日乙亥、京都に奉る消息に、比爪ノ俊衡法師、同五郎季衡等燒比爪館迹籠奥ノ方ニ候を即追繼候て、厨河と申館まで罷著候之間、俊衡法師並ニ季衡等為テ降人ト出來候、注シ折紙ニ謹テ進上之ヲ、其中俊衡法師者年齒高候之上、依テ令受持法華經ヲ充テ給本ノ住所ヲ、て所令メ安堵候也、其外ノ輩皆召具て鎌倉へ可上道候云々とありて、俊衡・季衡、兄弟ともに、此比爪ノ館に住たりしを、囚人となりて、季衡は鎌倉へ登たるよしに見えたり。然とも、兄の俊衡は罪免されて、舊の住所にあらしむる趣なれば、弟の季衡も、後に猶同く赦されたるなるへし。同卷廿八日乙酉の條に、二品專ニ敗泰衡之邊功ヲ飽マテ掌ニシ俊衡等歸往ヲ漸還向鎌倉ニ給、被召具之囚人於所處ニ被放免之間所殘三十餘輩也云々、又十月二日戊子の條に、囚人佐藤庄司、名取郡司熊野別當蒙リ厚面各歸ル本處ニ云々

など見えたれば、季衡も決て罪免されて、後には兄の住所に下りて、さて身罷りしなるべし。然はこそ其墓もこゝに今慥に存てはあるなめれ。

○志波ノ城―比爪ノ里に今も城ノ跡あり。日本逸史、延曆廿二年二月癸巳の條に、令ム越後ノ國米三十斛、鹽三十斛、送ラ造ル志波城ヲ所ニ云々、また同年三月□□の條に、是日造志波城使、從三位行近衛中將、坂上ノ田村麻呂辭見、賜フ彩帛五十匹綿三百屯ヲ云々、東鑑文治五年九月四日辛酉の條に、著御于志波ノ郡ニ、而泰衡カ親昵俊衡法師、驚此事ニ燒失當郡内比爪ノ館ヲ逐電レ赴ク與方云々、と見えたる則是なり。比爪ノ館といへるも、此城のことにて、俊衡、季衡兄弟住めりし處なり。天正の頃には、志波ノ孫三郎詮直か居たる城なりしを、同十六年八月、詮直、戰に打まけて此城を立退きしかは、その後は我君信直君の所領地となれりけり。扱志波家系、猶尋標へし。

神名式には、斯波ノ郡一座に志賀理和氣ノ神社といふあり。是は神名を載るに、その在所を慥にせんとて、土人の云傳へのまゝに、志波ノ郡とは録されたるにや。扱和名抄にも見えず、拾芥抄には斯波ノ郡とありて、これより後の書籍にはみな郡ノ中に漏す。後ノ世、志波を紫波とも作り、今ノ俗ノ説に紫波と作る所以は、昔いつれの時にか、志波ノ城の邊、北上河の水底に赤キ石ありて、その石ノ上を越る波、すなはち紫色なせり、甚奇事なりとて、當時の領主志波を改て紫波と作、また其石を赤石明神と崇て志賀理和氣ノ神の相殿にいつき奉られつとなん、是は信かたき説なり。

又後ノ世に、志波を志和と作り、こは慶長ノ年中より誤來りしを、天保十年（1839）、吾君公儀に申上て、古キ例の如く、紫波に書改め賜ひつれと、猶土人は今も志和とのみ作り、そは元、波を和の如く唱ふるより書誤れるものにて、假名の違たるにも心つかし、甚妄なることを、新井ノ君美が著せる奥笈五十四郡考に、斯波、後ニ作志波ニ又作志和ニ云々、またその補遺に廣瀨典か説に、續日本紀、延暦八年（789）、有子波、陸奥話記ニ有斯波、俗作紫波ニ、皆以音同ヲ用之、などあるに依て其非なるをも思たとらず、今も猶志和とのみ作るは、いとく慨たき事なりかし。かくては、志波ノ郡といふ古キ稱の、漸にうせて、遂には此所なりと知れるものなく、古キ書に見えたるも、たゞいたつら言となりなまし。かへすくも慨たき事そかし。

○比爪ノ里―盛岡ノ城の正南にありて、城下より、行程四里餘あり。古キ書に、比爪とも、樋爪ともあり、また肥爪とも見ゆ、今は日詰と作り。東鑑、文治五年九月四日辛酉の條に、著御于志波郡ニ 而泰衡力親昵俊衡法師驚此事ニ 燒失當郡ノ内、比爪ノ館ヲ 逐電ノ赴奥ノ方ニ云々、又同月十五日壬申の條に、樋爪ノ太郎俊衡入道、並ニ五郎季衡為テ降人ト參厨河ニ云々、又十八日乙亥の條に、被奉消息ヲ於京都ニ、其狀ニ云、比爪ノ俊衡ノ法師・同五郎季衡云々 と見えたるは、此日詰に城を構へて、則この邊を領たり

しかは、その地名をとりて比爪とはなのりたりけん。さて、此邊の地を今は郡山といへり。そは元異名にはあらず、慶長年中、此處の城の名を更に郡山城と唱ふへくなれりしより、自然里名にもうつれるものにて、後には遂に地名の如くにもなれるものなり。

○陣力岡蜂神社―宮手村にあり。東鑑、文治五年九月四日辛酉の條に、著御于志和ノ郡（中略）今日二品令ソ陣于陳力岡蜂社ニ給云々 とあるは、即此御社なり。土人傳云、往昔源ノ義家ノ朝臣朝敵安倍ノ貞任等を征伐給ひし時、此處に軍兵を屯給ひて、まつその合戦の利あらんことを乞祈奉らむとして、此社は建立給ひつとなん。今この神社を八幡社なりと稱へるは誤なり。

扱陣力岡といへる由縁は、義家ノ朝臣の、此處に軍をあつめ給ひしよりの名なりと土人の云へるは信にさもあるへし。そは頼朝卿も此處を、陣場とし給ひしこと上に標たるか如く、東鑑に見え、又同卷六日癸亥の條に、河田ノ次郎、持チ主人泰衡之頭ヲ參陣力岡ニ 令ノ景時ヲ奉之云々、又七日甲子の條に、宇佐美平ノ次政實、生虜泰衡力郎從由利ノ八郎ヲ 相具參上陣力岡ニ云々、又十一日戊申の條に、今日令立陣岡ヲ云々、如此こゝに八日ほとやとり給ひて、凶徒悉く平治給ひしは、専ら頼義理義家の朝臣たちの、貞任等を討平給ひし時の、古キ例にならひて、此處にしも、陣場を定められつと見えたり。

同卷、九月二日巳未の條に、出テ平泉ヲ令赴岩手郡 手を今本に井と誤れり、厨河ノ邊ニ給フ、是為相尋泰衡力隱住所ヲ也、亦祖父將軍追討朝敵ノ之頃、十二箇年之間、所々合戦、不決勝負ヲ送年之處、遂ニ於件ノ厨河柵ニ獲貞任等カ首ヲ 依テ曩時ノ佳例ニ到當所ニ 可討泰衡ヲ獲其首ヲ之由、内々令思案給云々、など見ゆ。すへて曩祖の例にならひ給ひしこと彼書中の往々見えれば、此陣力岡は昔義家ノ朝臣の軍をあつめ給ひし跡なること決し。

武則甥也字ハ逆志方太郎 又東鑑卷九、文治五年八月十日の條に下順方ノ太郎と云フ人名のみえたるなど當時此城ノ主なれば、然名乗たりけん。(中略)

扱慶長年中に、我君利直ノ君三戸ノ城は不便とて、此不來方ノ城を、更に修理給ひ、今より後の本つ城と定め給ひて、稱號をは、盛岡と改められしより、今も盛岡ノ城とは云なり。恒久云。不來方は逆志方、下順方とも作て、古キ書にも見えて、甚ふるき稱なるを今改めて、盛岡ノ城と唱ふるからに、此里ノ舊名さへ、漸に失せて、今ノ世には、岩手ノ里てふ舊稱は失せてた、盛岡とのみいふめる。是は陸奥の此ノ國中を領給へる我君の御城下なれば、その城の稱號を呼て、盛岡ノ里なと、唱ふるも、自然のことなれと、後世には、岩手ノ里てふ所はいつこか、不審く思ふ人もなきにしもあらず、とていさゝか記置なり。

○厨川ノ城―下厨川村にあり。今土人、安倍古館といへる所なり。往昔、安倍ノ貞任等かこもりたる城、則是なり。陸奥話記に云、康平五年九月十一日の條に、雞鳴(鶏鳴)襲フ鳥海柵ヲ行程十餘里也、官軍未到之前、宗任、經清等棄城ヲ走保厨川ノ柵ヲ云々、

東鑑卷九二云、文治五年九月二日巳未、出平泉ヲ趣岩手ノ郡 手を井と作るは誤なり、厨川邊 是為相尋泰衡力隠レ住ム所ヲ也、亦祖父將軍、追討朝敵ヲ之頃十二箇年之間、所々ノ合戦不決勝負ヲ送年ヲ之處、遂ニ於テ件ノ厨川柵ニ獲タリ貞任等カ首ヲ、依テ曩時ノ佳例ニ、到當所ニ、可討テ泰衡ヲ獲其首ヲ之由、内々令メ思案給云々

又同卷、十一日の條に、戊申今日、令メ立陣カ岡ヲ給(中略)自是厨川ノ柵者、依テ為ルニ廿五里ノ行程、未タ屬セ黄昏ニ着、御件館ニ云々、こゝに廿五里とあるは、東みち、六丁を一里としたる里數なり、則今の京みち、四里の行程也。如此古書にも見えて、いと古キ城なり。所謂義家ノ朝臣の後三年の合戦に、辛くして攻落されし所なり。今ノ世にも名高く聞えて其要害、堅固嚴重なる城ノ跡、猶著名く存れり。扱天正・慶長の頃、厨川豊前光勝といふもの、居城なりしとなん。

(現盛岡市安倍館遺跡のことであるが、盛岡市教育委員会による発掘調査では、戦国時代の遺物が出土し、それ以前の遺物は出土していない由である。)

○姫カ戸柵―厨川ノ城の西方に姫屋敷といふあり、則此所なり。陸奥話記に、康平五年九月十四日、向厨川ノ柵ニ、十五日酉剋到着シテ圍厨川、姫戸二柵ヲ、相去七八丁也云々 と見えたるは、當時是も安倍ノ頼時か家族の、居住たりし城なるへし。其後、誰人か居たりけん、今はしらす。又天正年中には既く破壊つるか、城主の名も聞えず。

○方八丁―下大田村にあり。源義家ノ朝臣、所謂、後三年合戦の時、軍兵をやすめ給ひし跡なりとぞ。凡て、我君の領給へる國中には、古への城跡多し。天正年中までは、みな城主ありて、其先祖より續々に領來たりしを、東照宮、天ノ下悉く平定給ひし後、我君信直ノ君にも此國中の諸ノ城を、大抵破壊たまひて、わつかに八つ九つ残されたり。其數は今も猶存り。

(この遺跡は太田方八丁と呼ばれていたが、東北自動車道建設に伴う発掘調査の結果、桓武期の朝廷によつて築かれた志波城の跡と判明し、国の史跡に指定されている)

○岩手ノ關、三割村に松坂とふ所あり。古へ關屋を建つる處にて、則岩手ノ關の古キ跡なり。此邊を今も關口といへり云々。

▽卷二

* 志波郡

(上略) 志波村、また子波ノ地など有は則今の志波郡をいへり。日本逸史、弘仁二年(811) 正月丙申朔丙午の條に、於陸奥國置和我・稗縫・斯波ノ三郡云々、又東鑑卷九、文治五年九月四日辛酉の條に、著御于志波ノ郡云々、又同卷廿三日庚辰の條に、奥六郡 伊澤・和賀・江刺・稗抜・志波・岩手

かくて、志波ノ郡の、いと古くより見えたれば、既郡なることは疑なきを、延喜ノ民部式に、陸奥の郡ノ名を載られたる中に、志波という稱の見えざるは、是も上に論らふ如く眞郡にはあらされはなるへし。然れとも、

○八幡ノ神社―下厨川村、所謂厨川ノ古城にあり、往古より此館ノ守神なりとなん。

○八幡ノ神社―平館村にあり。往古、源義家朝臣、山城ノ國、石清水ノ八幡ノ神ノ神靈を遷奉りて、此所に齋奉給ひよし云傳ふ。御社内に馬場あり、そは義家ノ朝臣、當時流鏑馬を興行れたる跡なりとなん。其遺風古キ例となりて、今も祭日には村人出て、流鏑馬の業を行ふなり。是を十七騎乗といふ。

○御堂ノ觀音堂―御堂村にあり。往古、天喜五年（1057）に、朝敵安倍ノ頼時を征伐のために、大將軍頼義ノ朝臣、うての使を蒙り、頼義・義家父子、この國に下られし時、軍兵等、飲水に渴たるを助け給ふとて、義家ノ朝臣、自身弓弭もて、岩を穿ち給ひしかは、清水湧出て、軍兵大く力を得たり。

扱敵等ことく誅伐し後、此處に宮を造營て、義家朝臣ノ髻の中に被り給ひし、觀音ノ小像を安置奉りて、北上山新通法寺といふ寺を建てられたりとなん。觀音ノ像は、河内ノ國壺井ノ通法寺といへる寺のなれば、今は新の字を添へて、新通法寺とは號給たりとぞ。

扱清水の初て湧出たる跡、今も猶存りて絶す流レ出たり。是則北上川ノ水源なり。因云、此御堂ノ寶物に、いと古き釜あり。こは當時義家朝臣の、陣中にて用られたる也。徑二尺八寸餘、高さは一尺六寸計の大釜にて今も在り。

○岩手山―盛岡ノ城ノ西北にあり。岩手郡なる諸山に秀たる高山なれば、即郡ノ名を負て岩手山とはいふ也。扱年中、白雪消ることなく、山形、富士山に異ならねは、世人みな見放て、奥ノ富士と異名を負せて、歌にもよみ、文にもしるしつるは諸なりけり。古キ歌に多見えたる則此岩手山なり。

古今六帖第二、山の部に、人麿、いはて山いはてなからの身のはては思ひし如く誰かつけまし、千載集戀一に、左京大夫顯輔、おもへともいはて

の山に年をへてくちやはてなん谷のうもれ木、又同卷に、顯昭法師、人しれぬ涙の川のみななみはいはての山の谷の下水、

扱山ノ中央に石神あり。高さ二十丈許、此處を俗に不動平といふ。又山背に窟あり、鬼か城と云、西に向たる方に、影沼といふあり。此沼より落下る水、則數千丈の瀧となれり。又山上に神社あり、則岩手山神社也。

○岩手ノ杜―岩手山ノ麓、平笠村にあり。夫木抄卷廿二、森ノ部に、よみ人しらす、陸奥ノ岩手ノ森のいはてのみおもひを告る人もあらなん、と見えたるは是なり。

○北上川―水源は、沼宮内里ノ正北、御堂村なる觀音ノ社内より出。南に流れて、志波郡津志田村に出て、數多ノ村々を経て、稗貫ノ郡好地村に出て、猶多クノ村を経て、和賀ノ郡成田村に出。又諸村を経て、伊達ノ堺に至る。猶南に流れ、膽澤・江刺・岩井・登米ノ四郡を経て、桃生ノ郡に至て、東南二水に分れて流る。東ノ方は、桃生・本吉ノ二郡ノ堺を流れて、大海に入。南ノ方は、牝（牡）鹿ノ郡を経て、石巻ノ湊に入るなり。凡て、陸奥國中に比類なき大川にて、水源より大海に入まで、いよく南に流る、川なり。

東鑑卷九に、文治五年九月廿七日甲申の條に云（上略）至于四五月二、殘雪無シ消フ、仍テ號ス駒形嶺ト、麓ニ有流河、而落于南ニ、是北上河也、衣河モ自此流降、而通于此河ニ云々。此餘にも往々みえたり。

扱稗貫・和賀ノ二郡ノ邊此川に築を打て、鮭魚をとる、甚佳魚なり。川ノ東西ノ土地は國中に勝れたる地なれば、岩手・志波・稗貫・和賀等四郡ノ百姓は、此川によりて、家居を定めたるなり。此川、流れいと速き大川なれば、常ノ橋はかけかたくて、舟數多つら並て、橋とせり。所謂南部ノ舟橋なり。こは延宝六年（1678）に、かけわたせるものなり。

○不來方ノ城平地―岩手ノ里ノ今ノ盛岡ノ城則是なり。陸奥話記に、康平五年（1062）八月十六日の條に、橘ノ貞頼、為二陣ト、

*宇曾利（青森県下北半島）

▼奥州征伐（源頼朝・平泉藤原氏 関連）

*厨川柵・波気―盛岡市

*比爪館―現紫波郡紫波町日詰の城山説（現在は紫波郡紫波町の赤石小学校付近の比爪館跡に確定）

*五郎沼・陣岡・蜂社・高水寺―いずれも現紫波郡紫波町内説

*糠部の駿馬・一のへぐろ

◆『奥々風土記』（南部叢書刊行会編『南部叢書（一）』昭和45年 歴史図書社発行所収によった）

▽巻一

*岩手郡

〔上略〕 扱岩手ノ郡といふ號の古書に見えたるは、大和物語に、同帝 平城天皇を申奉也 狩いとかしこく好み給ひけり。みちの國岩手ノ郡より奉れるみたか、世になくかしかかりければ、になくおほして御手鷹にし給ひけり。名をは岩手となんつけ給へける云々と見えたれば、既く郡と定りて、世にも然唱たりけんとおほゆる。凡て、物語書は、あらぬ事もて、實事やかに取なすものなれと、國名郡ノ名などはさらに間受けて作る物にはあらざれば、地ノ名の證とするには足れり。

東鑑卷九、文治五年九月廿三日庚申の條に、清衡カ繼父、武貞卒去後、傳領奥六郡ヲ、伊澤・和賀・江刺・裨拔・志波・岩手 又同書 卷四十六、建長八年（1256）六月二日辛酉の條に、岩手ノ左衛門太郎・岩手ノ次郎と云フ人の名も見えたり。是は、當時、岩手ノ郡を領て即其地名をとりてなのりたるか、又は先祖などの所領地にて、後世までも、かく呼名にはしたりけん。

又三代実録、貞觀四年（862）六月十五日壬子の條に、山城ノ國、正六

位上、天ノ穗口ノ命神、陸奥ノ國鎮守府正六位上岩手堰ノ神、並預ラシム官社、又延喜神名式に、陸奥ノ國膽澤ノ郡、石手堰ノ神社など見えたる石手堰ノ神は、もと岩手郡に所以ある神にて、其地に齋ひ奉るべきを、鎮守府近き膽澤郡にしも齋奉られたるなるへし。

扱上古は、其國、その所に、功ありし神を、其處にいはい祭て、其地名を以て、其神の御名に稱へ、又その神の御名もて、即その地ノ名に負せしこと多かり。されは此岩手堰ノ神も全く岩手てふ地ノ名をとりて、御名におほせ奉りけんとおほゆる。かくて、岩手ノ郡は古へより、郡と定りて其地名も、いと古くものにも見えたれと、延喜式・和名抄など、國郡を載られたる中にみな漏たるは、當時いまた眞郡にはあらざればなるへし云々」とある。

○岩手ノ里―今盛岡ノ城を構たる所、則岩手ノ里なり。夫木抄卷六、山吹の歌に、前中納言大江ノ匡房、くちなしの色とそ見ゆる陸奥の岩手の里の山吹のはな、又同卷よみ人しらす、きて見ればくちなし色に咲にけり岩手の里の山吹の花 とよまれたるは此里なり。

○鹿嶋ノ神社―土淵村にあり。往昔、康平ノ年中、大将軍源頼義朝臣安倍ノ貞任を征伐めんとする時、厨川ノ城の南なる、初葛川（諸葛川か？）の水かさ増りて、打渡らんすへなかりしかは、頼義ノ朝臣、深く神力を乞祈奉りしに、不慮川ノ中に嶋出たり、それをたよとして、無難打渡たりと。故レ此國平け給ひし後に、此處に鹿嶋ノ大神を齋き奉られたりとそ。

○稻荷ノ神社―下厨川村にあり。文治五年、藤原ノ泰衡・武衡等を征伐んとて、大将軍源ノ頼朝ノ卿此國に下られし時、工藤ノ小次郎祐光を、厨川ノ城主と定められて、領地を給ひたり、其時祐光が建立たる御社なりとなん。

○林崎八幡神社―下太田村にあり。源義家ノ朝臣、此處に神社を建立給ひて、いつき奉られしよし縁起に見ゆ。

*希婦 狹布 細布―「希婦は、鹿角郡古河村といふ所をけふの郷といへり。今はわづかの村のみ残り、けふの郡など見へて、古く言つたへしところなり。この郷より出る布を、狹布・細布せば布・奥布などうたにもみえたり」としている。さらに、「東鑑文治五年九月十七日 清衡以下三代堂舎を造立すといへる條に希婦細布二千端」と見えることを挙げ、奥州藤原氏との関連に触れている。

また、「さてこのけふの里を歌にも希婦の郡とよみ、奥儀抄にもけふの郡より出くる布なりといへるを、顯昭法師は陸奥の郡どもの中に、けふといふ郡なしといはれしはさることながら、陸奥國に眞郡と、假に立し郡ありしやおもはるる事みゆれば、こもその假郡のうちなるべければさまたげなし、猶假郡の事は岩手郡の條にいへり」とも述べている。

*宇曾利―「うそりは、今北郡田名部にしかいふ村ありそこなり、陸奥語記曰、(上略)天喜五年(1057)秋九月。進國解言上。誅伐頼時之状自。臣使金為時下毛野興重等。耳説奥地俘囚。令興官軍。於是鉞屋仁土呂志。宇曾利郡夷人云々。

考るに、今宇曾利村のあたりにある山を、やがて宇曾利山といふ、いま土人は乎曾禮山ともいへり。その邊を郡ともいひしにや、かの岩手郡の條にいへるごとく、假郡などなるべし。又鉞屋仁土呂志もこの奥の地なりと見ゆ、今さる郷村などの名の残れる所あるにや、猶よくたづぬべし。」とある。

▽巻第四

*糠部―「糠部は、今二戸郡にこの名のこりて、糠部の郷といへり。東鑑に、文治五年九月三日庚申。泰衡被圍數千兵。為遁一旦命害。隱如ク鼠。退似鯢差夷狄赴糟部郡云々。又同書關山中尊寺の事書る條に、糠部ノ駿馬五十匹云々。また同六年二月十二日大河太郎兼任追伐の條に、於外濱與糠部間。

宇多宇末井之梯。以下件山為城郭云々。

考るに、糠部は、外濱肥内などに隣れる事は東かゞみに見へたり、東かゞみに糠部とみえ、又桂泉の鐘銘にも糠部郡と書り。されどこの郡名いつのころよりいふことにか考ふべきよしなし。東鑑に糟部郡とあるは、糠を糟にあやまりしか。また糟をやがてぬかとよみてこも糠部に同きか。」とある。

*一戸―「一戸は二戸郡に今一戸といふあり、そこなり。太平記關東の大勢上洛の事をいへる條に、(上略)長崎惡四郎左衛門が吉野へ出立さまを言こがねづくりの太刀を二ふりはき、一のへいぐろといふ坂東一の名馬五尺三寸ありけるにうちのり云々。

考るに、陸奥よりよき馬出たること、國史および古書どもにみゆれば、この馬も一戸より出たるにつきてかくよびたると見ゆ、そのころは郡なりしか郷なりしか、今考るよしなし。」

▽若干のまとめ

▼郡名(岩手、志波・子波・斯波・志和、和我、稗貫・稗縫・稗枝・部貫、希婦、糠部・糟部)・郡領域・郡変遷を挙げ、真郡か假郡(権郡)かを検討。その中で、膽澤郡の奥を遠膽澤と呼び、その名残が花巻市の豊沢ではないかと推定。

▼岩手ノ森・岩手ノ里・岩手ノ関、希婦狹布・細布など歌枕の地として紹介。

▼北上川の淵源地・河川名の推定、かみ川丹藤川説を唱える。

▼延暦期の志波城の位置―紫波郡紫波町日詰の城山説をとる(現在の定説は盛岡市太田所在の国指定史跡「志波城跡」)

▼前九年合戦(安倍氏) 関連

*厨川柵―現盛岡市安倍館跡説(現在未確定)

*姫戸柵―現滝沢市姥屋敷説(同右)

*黒沢尻柵―現北上市黒沢尻町説(北上市黒沢尻柵跡)

考るに、こは土人義家朝臣の陣し給ふよりの名なりといふはよし有て聞ゆ。すべて右にいへる頼朝の泰衡を征伐し給しは、古へ頼義・義家の朝臣たちの安倍の貞任らを征平け給ひしの時のあとのまゝにし給しとみえたり。されば、東鑑文治五年九月二日の條に、出平泉。令赴岩井郡。井は手のあやまり也。厨河邊給。是為相尋泰衡隱住所也。亦祖父將軍追討朝敵之頃十二年之間處處合戰。不決勝負送年之處。遂於管案厨河ノ柵。獲貞任等首。依曩祖佳例。到當所。可討泰衡獲其首之由。内々令思案給なとみゆ。こゝのみならず、所所に曩祖の例にならひ給しこと見ゆれば、この陣力岡も、頼義・義家の朝臣の御軍を宿し給しあとにて、又頼朝卿もこゝにいくさを集へ給しならん、さらば陣力岡は、義家の朝臣のやどり給しよりの名なめりとおもはる。さて蜂の社はこの陣力岡のうちに小祠あるは、則ちこれなりといひ傳ふ、こは義家朝臣の此所に社を建給しなどいへれど、今考るよしなし。今はこの社を八幡の社なりとすれど、蜂の訓と八の音と、おなじければ、後の世にかくはあやまりしならん。今縁起といふものにも蜂の社とあり、この縁起は後世に借などの作りたるものと見ゆれど、古の名は猶のこれり」と述べている。

***高水寺**—東鑑文治五年九月九日・十一日条に見える寺で、「志波郡郡山に今も高水寺あり。真言宗也」としている。そして

「考るに、こはおほくの年月をへたれば、古き傳もうせて、くはしくしるべきよしなし。この寺今は十日町と言所のうしろのかたにあり、これは慶長年中郡山の城の舊跡に、さらに城を構へられしことあり、其時にうつされしなるべし。走湯權現は、今二日町といふ所の北の出口にあり、今も大なる槻木の傍に有、これ古の跡なるべし。」と変遷を紹介している。走湯權現や槻木も東鑑に見えるものである。

***和我郡**—「和我郡は今花牧といふ所に和我川といふ有、そのわたりをしかいへり」と記しているが、花牧近くの川は豊沢川というべきであり、花

巻の記述は誤りで、正しくは黒沢尻であろう。

続紀・日本逸史、東鑑などの古書に見える和我を挙げたうえで、「考るに、我和は弘仁二年（811）に郡と定められたるを、其後すたれたるにや。延喜式・和名抄などの國郡をあげし所にもみえず、もしはかりに立てられし郡なりしにや、東鑑には、猶さる名もみえ、今の世にもしかとなへ来れり。さて延喜神名式を考るに、膽澤郡七坐のうちに、和我叡登學（譽）ノ神社見ゆ。こはかならず和我郡によしある神なるべくおぼゆれど、延喜式・和名抄のころは、この郡名廢れたれば、膽澤郡に属したるにや」と疑問を呈している。

***黒澤尻**—東鑑文治五年九月廿七日条ほかに見える黒澤尻ノ柵、黒澤尻ノ五郎などを挙げ、「黒澤尻は今、和賀郡の内にあり、古き城のあとあるは、黒澤尻の柵なり」としている。そして、
「考るに、東鑑にのせたる頼時が子、厨河・鳥海・境・黒澤尻・白鳥、みな所の名とみえたれば、其住し所々を名のりしなるべし。正任は黒澤尻の柵に住しかば、黒澤尻ノ五郎と名のりけん云々」と続けている。

***稗貫郡**—「稗貫郡は、今花牧といふ所にあり。」と記している。古書に稗縫・稗技・部貫などと様々に記されていることを確認。そして
「考るに稗縫・稗技・部貫などあれど、皆同じ名なるべし。さて稗縫が本名なるをヌヒとヌキと通はしいへるは後世の事なるべし。稗技は新刊の東鑑にヒエノキと訓を付たれど、枝は抜をあやまれるならんか。又部貫とあるも、今も土人ヒエをへとのみいへれば、轉じてへヌキと、なへしまゝに、部貫と書せしにや。ヒエの反音通へなればなり。又拾芥抄に稗縫とあるは、稗縫のあやまりか、繼と縫と草書の形の似たりしよりあやまれるならん、今は稗貫と書り」と考察している。

▽卷第三

*志波郡―「志波郡は今もしかいへり、古書に子波・斯波とも書けり。今志和と書は、後に改しものならん」とし、さらに、

「考るに、もとより志波といふ所のありしを、弘仁二年（811）に、郡とは定められしならん、されどはやくより、その郡の名すたれしにや。

延喜民部式に、陸奥の郡名をあげし所にみえず、たゞ同書神祇式に志波郡みえたり。こはさきにいへるごとく、弘仁のころ定められしを、延喜の頃にはすたれたれば、民部式には載られずして、おほよそにこの郡をば、伊澤郡などの中にこめて載られたるにや。しかれども、同書神祇式にみえたるは神祇の事は、古き傳への残れるものにしあれば、郡名すたれたれど神社に傳ふる所は古き傳へのまゝに、志波郡とせられたるにや。又東鑑に、文治の頃この郡の名のみえたるは、武衡・清衡・秀衡など、代々國內を、さめしより、古き郡のすたれたる名をもおこしてよべるにや云々」と考察している。

*志波城―「今志波郡郡山コボのあたりに、古キ城のあとあるこれなり。古き書にみえたるは、日本逸史に、日本逸史延暦廿二年（802）癸巳。令越後國米三十斛鹽三十斛送造志波城所ニ云々。又同書に、同年三月。造志波城使。從三位行近衛中將。坂上田村麻呂辭見。賜彩帛五十匹。綿三百屯云々。

東鑑文治五年の條に、四日辛酉。著御于志波ノ郡。而泰衡親昵俊衡法師驚此事。燒失當郡内比爪館。逐電赴奥方云々」と記述。そして

「考るに延暦の時造れる城は、今郡山の古城なりと言傳ふ。東鑑に比爪の館といへるは、この志波の城のあとにかまえしものならん」としている。

即ち、延暦の志波城と文治の志波城の位置は、いずれも現在の志波郡「郡山の古城」説、即ち、日詰の城山説を唱えているが、これは現在の推定とは異なる。

*比爪―「ひつめは、今志波郡郡山の邊にあり、今は日詰と書けり。古く

は比爪・樋爪とかけり、訓おなじければ、通はしてかけるならん。東鑑に、文治五年九月四日辛酉著御于志波郡。而泰衡親昵俊衡法師驚此事。燒失當郡内比爪館逐電赴奥方云々。同書に、同年同月十五日壬申。樋爪太郎俊衡入道。並五郎季衡為降人參厨河云々。同書に同十八日乙亥。被奉消息於京都。其状云。比爪俊衡法師。同五郎季衡云々。

考るに、東鑑に比爪ノ館といへるは、今の日詰に有古城ならむ。其所を領したる故に、樋爪とは名のりしにや、五郎もやがて此所に住て、しかなのりしならん」としている。即ち、比爪ノ館日詰の城山説に立つ。これも現在の推定とは異なる。

*比爪ノ五郎季衡之墓―「志波郡比爪 今日詰とかけり」といへる所に、館のあと有、そこより南のかた十村五丁計に五郎沼と言あり。そこに比爪五郎季衡の墓あり、碑石あれど文字きえてみえず、五郎沼といへるも、この五郎が墓ある故名付たるならん。この季衡は泰衡が親昵俊衡が弟なり。東鑑文治五年九月十八日に都へ奉るといふ消息に、比爪俊衡法師。同五郎季衡等。燒失比爪館。逃籠奥之方を、即追繼いて、厨河と申館まで罷着之間、俊衡法師并季衡等為降人出來候。注折紙謹進上之。其中俊衡法師者。年齒高侯之上。令受持法華經。充給本住所。所令安堵候也。其外輩皆召具て、鎌倉へ可上道候云々。

考るに、季衡は鎌倉へ上たるよしみゆれど兄の俊衡は罪をゆるされて、もとの住所にあらしむるよしみゆれば、季衡も後にこゝへくだりてみまかりしなるべし、されば今も墓の残りてはあるなり」としている。

現在の町立赤石小学校の南にある五郎沼で、大正年間にもその底よりかわらが出土した由であり、十二世紀から既に存在していた沼である。

*陣力岡蜂社―「志波郡郡山の西八九丁あなたの廣野に、陣力岡蜂ノ社の名残り。東鑑に、文治五年九月四日辛酉。著御于志波郡（中略）今日二品令陣力岡蜂ノ社給云々。又同書に十一日戊辰。今日令立陣力岡云々。

けるなるべし。又是はもし功有て姓を賜はりし時、所の名を給しにも有べし、かゝるたぐひ古書に多くみえてあぐるにたえず。考るに、花巻といふ所に豊澤川といふ川、膽澤川のこなたにあり。もしはもと遠膽澤川と呼びしを、トイザワ、トヨザワ語近ければ、後の世に豊澤の文字とせしにやあらん。今豊澤とはかけど、猶所の者はトイサと唱ふるは古語の残れるにはあらぬか、膽澤川に向へて名づけしにはあらぬか。これら誠におしはかりの考なれど、後考ん人の為いさ、かおどろかき置なり。

かゝれば、上ノ件にいへる如く、此岩手郡はもと假に立られたる郡にて、膽澤郡の中なるにやあらん、しかおもはるゝ事は、延喜神名式に、陸奥國膽澤郡岩手堰ノ神社とみゆ。又三代実録云、貞觀四年（862）六月十五日壬子、陸奥國鎮守府正六位上岩手堰ノ神社預官社ともみゆ。此神いかなる神とも傳へなければ、今知るべからぬど、すべて上古は其國所々に功ある神を其所にいひて、その名をもて神の御名に稱へ、又其神の御名もて、其所の名ともせし事多かり、この事は伊勢國人本居宣長が古事記傳にくはしく論ぜり、事長ければはぶきつ。されば此神も岩手郡に功ありていはひたる神なる事疑なし、堰と呼たるは、いかなるよしにか今考べからず。さらばそのいわての地にはひ奉るべきを膽澤郡にはへるはいかゞといふに、もと岩手郡は膽澤郡の内なる故にもあるべく、又かの奥のかたは皇命にしたがはねば鎮守府の邊りちかき所にいはひたるにも有るべし云々。」とも述べている。

*北上河―「北上河は岩手郡御堂村といへる所より流れ出る河なり。こは加美川といへる川の北より流れ出るからに、かく名付たるよし前太平記にみえたり。そは天喜五年（1057）六月安倍を征伐し給ふ條に（文略）兵ども水に渴たるをたすけ給ふとて、みづから弓弭もて岩を穿ち給ひけるに、澧水湧出て兵どもを助け給ふに、この水加美川に落入たりけり、この所を北上川と名づけたり云々」と記述し、さらに、かみ川は北上川ではなく、丹藤川と推定している。

*厨川柵―「厨川ノ柵は、岩手郡北上河のあなたにしかいふ所ありて、そ

の川にそひて古き城のあとあるこれなり。此所の事、東鑑・陸奥話記に見えたり。こゝには東鑑のみ擧て、陸奥話記ははぶけり。東鑑卷九に、文治五年九月二日己未出平泉令赴岩井郡 井は手のあやまりなるべし 厨河邊給。是為相尋泰衡隱住所也。又祖父將軍追討朝敵之頃。十二年之間。所々合戦不決菖蒲。送年之處。遂於件厨河柵。獲貞任等首。依曩時佳例。到當所可討泰衡獲其首之由。内々令思案給云々。」と記している。

*姫戸柵―陸奥話記をあげ、「考るに、今厨河の柵より西の方に、土人、姫屋敷と呼ぶ所、此所なるべし。戸は則人家をいへれば、後に屋敷とはいへるなるべし。土人はおほく尊卑にかゝらず、家地をば屋敷といへり、かゝれば姫戸の柵は、此所なる事疑ひなし。」

*御堂觀音―岩手郡御堂村の天台北上山新通法寺とする。

即ち、「御堂ノ觀音は岩手郡御堂村にあり、此み堂を建てられしより村の名となれりとみゆ。この寺をば、天台北上山新通法寺正學院といへり。こは前太平記天喜五年（1057）安倍頼時征伐の條に、六月上旬、さらでだに炎蒸しのご難きに、流るゝ汗漿をなし、（中略）將軍遙に本國の方を伏拜み、至信に祈念し給かる。歸命頂禮通法救世大士、擁護の手をたれ給へと懇請を致して、しばらく禮拜恭敬有、みづから弓弭をもつて、岸を穿ち給ひしかば、眞に大悲の感應にや、もゆるがごとき岩かどより、澧水俄かに湧出て、滔々として始て流る。古今希有の瑞驗なり、此水の流、加美川に落入たりける程に此所を北加美川と名づけたり。されば朝敵ことごとく誅伐の後、こゝに一字の梵宇を建て、新通法寺と號し、八幡太郎殿の髮中に被り給ひし、觀音の小像を安置し奉り給かる云々」としている。

*波氣―東鑑文治五年九月十二日条（頼朝関連部分）に見える「波氣」の地は岩手郡八卦村と推定。

▽卷第二

記している。

*『風土記御用書出』—文字通り治具の要典と活用することを目指して、安永二年から同九年（1773～1780）に編纂された。領内各村の肝入に村内の現況を調査・提出させたもので、調査項目は45ヶ条にのぼっている。治具の要典の作成を目指していたが、その編纂自体は一種の一大文化事業であり、聞老志以来の伝統がそれを可能にしたものであろう。

なお、『気仙風土草』や『胆沢風土間誌』などの郡規模単位の地誌類も存在した。

今回は盛岡藩関係の『旧蹟遺聞』と『奥々風土記』を扱う。

◆『舊蹟遺聞（きゅうせきいぶん）』（太田孝太郎編『南部叢書 第七冊』昭和57年東洋書院発行によった。）

▽巻第一

*岩手郡（イハテケン）—「岩手郡は、今盛岡ノ城を構たる郡、是なり。岩手ノ森・岩手ノ里・岩手ノ關など、古歌に見ゆ。」と指摘。

続いて、東鑑の五年九月二日条その他を検討し、「東鑑の文を考るに、岩井郡とのみ見えて、岩手郡とはみえず、郡ならで只岩手といふ地名はみえたり。延喜式和名抄には岩井郡と書り、今も又しか書なり。古書には磐・岩通じて用ひしかば、此書にも岩井とも磐井とも書り。しからは岩手は郡の名ならずといふべけれど前に引たる如く、奥六郡と言へる下の小書に岩手とみえられたれば、岩手は郡の名なること疑ひなく、よく考るに、東鑑には岩手郡と書べき所をも、誤りて岩井郡と書たりとみえたり。そは井と手の字のさま似たるより、後世うつし誤りたるにて、岩井と岩手と二郡有しならむか云々」

としている。

さらに、古書・古歌を検討し、以下のように考察している。即ち、「この岩手郡は、むかし假に立られたる郡とみゆ、され古書には其事もれしにやあらむ。走りたる郡と假に立られたる郡有し事は後に言を合せて考ふべし。すべて上古は陸奥國のおくには、皇命にしたがはぬ夷どもおほく住て、時々あらびたる事など、代々の國史にめたれば、郡さどもさだかには立られがたかりしなるべし。又郡を立てられても、今のごとく境などまでは、きはぐあいく定がたかりしと見えたり。かゝれば古は今の膽澤郡の邊までひらけて、奥はかぎりしられざりしかば、おしこめて奥のかたをば、膽澤郡のうちとせられしとみえたり。

其故いかにとなれば、和名抄に膽澤郡に鎮守府あるよしみゆ、これはその奥のはかりがたかりしかば、いさへに此所に府を立てられて、將軍をおかれしものと見えたり、こはおしはかりの考ながら、必しかあるべきいきほひなり。

さて又しか膽澤郡よりおくのかたしられがたかりしかば、其地をさして、其頃は凡に遠膽澤とよびけんかとおぼゆるよし有。いかにとなれば、日本逸史に言こゝに日本後紀を引べきに逸史を引けるは、今日日本後紀は亡びたり、寫本にて傳はれるは全物ならねば引かず。逸史は後世の撰なれど、古書より抜出て集たる物なれば證とすべし。弘仁五年（814）二月己卯朔戊子。夷第一等遠膽澤公母志授外從五位下云々。又三代實錄云、元慶四年（880）十一月三日發丑。授近江國俘囚外正六位下遠膽澤公秋雄外從五位下云々。これは陸奥國俘囚なるが功ありて位を給はり、又都ちかき近江國などにうつされしも、よし有し事なるべし。さて母志と同姓の俘囚とみえたり。これら遠膽澤といへる姓、上にもいふごとく膽澤郡のおくのしれざりしかば、凡に遠膽澤とは呼けむ。大和國などにも飛鳥に對して、遠つ飛鳥など呼る地古書にみゆ。その外國々にもしか呼所多かり、此類ひ也。さ呼けんからに、その邊りに住める夷ども、かくは名のり

文学に表れた平泉文化の基礎的研究（その7）

―盛岡藩の地誌に記された安倍氏と義経伝説―

相原 康 二 ※

◇はじめに

今回から江戸時代に編纂された地誌類に記述された諸伝説をみていく。

現在の岩手県域の北半部は盛岡藩・八戸藩の、南半部は仙台藩・一関藩の領域であった。はじめに盛岡藩と仙台藩の地誌類を簡潔に概観しておく。

▼盛岡藩関係

* 『封内郷村志』―寛政年間（1789～1801）に大巻秀詮が編纂したもの、全八巻。巻一は不来方城と城府盛岡及び高山部・水部・温泉附薬水部、更に岩手郡以下各郡の総人口と内訳が記される。巻二～八には、各通別の村高、家数、馬数、寺院・仏閣・神社や蔵入地・給地の内訳などが記されている。盛岡藩関係の地誌としては最も精細なものである。

* 『旧蹟遺聞』―文化三年（1806）三輪秀福・坂牛助丁・梅内祐訓の三人共著の形で上梓されたもの、全四巻（実際の起稿者は黒川盛隆）。藩命による版本としてはほとんど唯一のもの。巻一は岩手郡、巻二は紫波郡・和賀郡・稗貫郡、巻三は錦木塚ほか、巻四は糠部や一戸ほかである。

* 『奥々風土記』―文久二年（1862）に江刺恒久が藩主南部利剛に命ぜられて起草した、全十巻。巻一の岩手郡以下、郡毎に記述。内容は郡の境

域、歴史、村名の読み、寺社・峠・川・堤・沼・街道・温泉・城館・旧跡・産物などに及んでいる。

* このほか、横川良助の『内史略』や、漆戸茂樹の『北奥路程記』も地誌に類したものである。

▼仙台藩関係

* 『奥羽観蹟聞老志』―第四代藩主伊達綱村の命を受けた佐久間洞巖が享保四年（1719）に完成させたもの、全十八巻。内容は国郡洲略考・官保類・調貢土産類・名籍類・名勝類・故事類その他からなるが、名所旧跡・神社仏閣・山川奇勝を古今の和歌や物語・民話・伝説によって説明しており、歴史的記述をしている。藩主の開化主義・教養主義の反映であろう。

* 『封内名蹟志』―寛保元年（1741）佐藤信要が完成させた、全二十一巻。洞巖の聞老志の誤謬を糾したうえで領内21郡の名所旧跡を記述し、各郡の役所へ備えさせ、地方行政の資料としようとしたもの。

* 『封内風土記』―藩命を受けた田邊希文が明和九年（1772）に完成させた。歴史記述的な名所旧跡と、治具の要典的な記述を総合した記述で、全二十二巻（二十五冊）。巻一・二は封域・封侯・風俗・土産・府城などの仙台藩に関わる総論及び仙台城下を記述、巻三以下に領内各郡村の詳細を